

令和6年第2回 飯塚市議会会議録第5号

令和6年6月20日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第9日 6月20日（木曜日）

第1 一般質問

第2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第53号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）
（ 総務委員会 ）
- 2 議案第54号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
（ 総務委員会 ）
- 3 議案第55号 飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例
（ 総務委員会 ）
- 4 議案第56号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
（ 総務委員会 ）
- 5 議案第57号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例
（ 福祉文教委員会 ）
- 6 議案第58号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
（ 福祉文教委員会 ）
- 7 議案第59号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
（ 福祉文教委員会 ）
- 8 議案第60号 土地の取得（筑穂地域工業団地造成用地）
（ 経済建設委員会 ）
- 9 議案第61号 土地の取得（鯉田地区遊水池用地）
（ 経済建設委員会 ）
- 10 議案第62号 財産の取得（消防ポンプ自動車）
（ 総務委員会 ）
- 11 議案第63号 市道路線の廃止及び認定
（ 経済建設委員会 ）
- 12 議案第64号 市道路線の認定
（ 経済建設委員会 ）
- 13 議案第65号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号））
（ 総務委員会 ）
- 14 議案第66号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））
（ 経済建設委員会 ）
- 15 議案第67号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）

(総務委員会)

16 議案第68号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(協働環境委員会)

第3 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

1 議案第70号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(リース車両の損傷)

(協働環境委員会)

第4 請願の委員会付託

1 請願第7号 生活応援を現金支給で求める請願

(総務委員会)

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(江口 徹)

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。7番 藤間隆太議員に発言を許します。7番 藤間隆太議員。

○7番(藤間隆太)

私は、日本に帰って来て2年たったんですけど、日本語は難しいと思うことがありまして、皆様とお仕事をする中で、「検討します」という言葉をたくさんいただく機会がございまして、これは最近気づいたんですけど、「検討します」も、ご提案したときに、やりたくないけど角が立つから取りあえず言う「検討します」もあれば、真摯に前向きに「検討します」という言葉もあるかと理解いたしまして、残りの任期を一生懸命活動してまいりまして、後者の「検討します」、すなわち、真摯に取り組んでいくという「検討します」をいっぱいもらえるように頑張りたいと思っております。

早速でございますが、今回、ご質問としては「飯塚市新規創業支援資金融資制度」についてお伺いします。この制度は、去年、申込みがゼロでございまして、ご担当の方から、福岡県に比べて条件がよくないので、誰も申し込んでいません、申し込む意味がありませんという制度でございました。これについて、よりよい制度になるように、「検討します」という答えを去年いただきましたが、その後、検討の結果をお伺いできればと思います。

○議長(江口 徹)

経済部長。

○経済部長(兼丸義経)

本事業につきましては、飯塚市内で新たに創業、または創業5年未満の法人、個人事業主を対象に、令和6年4月から実施している飯塚市独自の融資制度でございます。融資の条件としましては、融資金額1千万円以内、償還期間10年以内、融資利率1.2%、保証料率0.95%といたしております。

また、新融資制度の創設に併せ、利子・保証料補助制度も新設いたしました。補助期間は3年以内、利子は50%以内、保証料については100%以内の補助を行います。なお、この補助制度については、一括申請はできませんので、4月から9月までの利子等の支払い分を上期分として10月末までに、10月から3月の支払い分を下期分として4月末までに申請書の提出が必要になっております。

○議長(江口 徹)

7番 藤間隆太議員。

○7番(藤間隆太)

検討のみならず、本当に導入いただいております。こちらの利子・保証料補助制度を使いますと、一般的な融資よりかなり得に受けられますので、福岡県の融資に際しても、この飯塚市の独自融資制度はかなり利点がある制度になっていますので、非常に魅力的だと思っております。

こちらは今年4月から導入ということですが、実際のお申込みは今のくらいか、お伺いできますでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

現在の申込み状況につきましては4件の申込みがっております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

今年4月からの制度ではございますが、私の銀行の担当者から、もう結構枠が埋まりそうで、早めに申し込んだらどうですかという会話も聞いておまして、実際の申込みは4件でございまして、検討している企業、これは相当数あると認識しております。そういった中で、本当に魅力的な制度になったかと思っております。

では、福岡県で独自の融資制度を持っている市町村は飯塚市以外にございますでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

県内の市町村を見ますと、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、柳川市で独自の融資制度を実施されております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

特に福岡市、北九州市はかなり先進的な創業支援、事業支援がございまして、引き続き、ウオッチと言いますか、調査・研究をよろしくお願いいたします。

では、この融資制度の告知はどのようにされていますでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

告知につきましては、市内各金融機関に案内チラシを配付しまして、各金融機関でご案内をいただくとともに、本市のホームページでも周知を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

こちらは素晴らしい制度だと思いつつも、2つ明確な課題があると思っております。

1つ目は、これを知らない事業者もかなり多い。先ほど申し上げた、申込みが多いと矛盾するようでございますが、現在、この制度を知っていらっしゃる方というのが、常に銀行取引がある企業様が銀行の担当者から案内を受けたりですとか、かなり金融のリテラシーのある方のみが知っていらっしゃる制度になっていますので、まだ、お金を借りたことがないですとか、本当に創業してお金が必要だといった、いわゆる金融取引のつながりがない事業者様には情報がまだ出回っていない形でございますので、ここは一点、明確な課題だと思っております。

2点目が、分かりづらいというところが大変ございまして、飯塚市のホームページの文言をそ

のまま読ませていただきます。ほかの担当課の方も、ちょっとこの文言が分かりますかという視点で、ぜひ聞いていただきたいんですけども、保証人の欄にこのように書いています。「法人において、経営者保証を事業者選択型経営者保証非提供制度要綱により不要とする場合又はスタートアップ創出促進保証制度要綱により免除する場合は、不要とする。」と。多分、分からないと思うんです。これは内容がすばらしくて、一般的に、会社が銀行からお金を借り、不幸にも事業がうまくいかなくなって会社が倒産してしまった場合、ほとんどの場合は社長が連帯保証人になっていますので、借りたお金を会社が倒産した後に一生懸命返していかないといけない。これだと、なかなか新しいチャレンジができないということで、国として会社にお金を貸すと。事業が失敗して、会社が倒産したら、社長は借金を返さなくていいという制度をつかって、積極的に挑戦していこうと。そういった制度を推進している中で、先ほどの文言がありまして、すなわち、会社にお金を貸しますと、社長は連帯保証人にならなくていいといったすばらしい制度なんですけれども、ホームページにあの文言があって、ここまで理解できる方はなかなかいらっしゃらないと思いますので、これはもう口頭でもチラシでも、せっかくすばらしい制度なので、利子率が低いことと、連帯保証を一定の要件において取らないという、ここをぜひご説明いただければと思っております。ちょっと、この取組をぜひお願いしたいのですが、ご検討のほど、いかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

質問議員のおっしゃいます課題につきましては、真摯に受け止めさせていただきまして、今後しっかりと検討させていただきます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

ご検討とおっしゃられると、真摯のほうなのか、やりたくないほうか、どっちか聞こうと思っておりましたが、真摯に取り組んでいただけるということで、ありがとうございます。

その他の補助金についてお伺いいたします。販路開拓に関する補助金に関しまして、過去3年間の申請数及び採択数、そして、今年度の応募件数や相談件数はいかがでございましょうか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

市内中小企業の商品の販路開拓・拡大を支援する販路開拓支援補助金につきましては、令和3年度から令和5年度の3か年実績についてお答えをいたします。令和3年度は申請件数3件のうち3件を採択、令和4年度は申請件数7件のうち4件を採択、令和5年度は申請件数7件のうち4件を採択いたしております。また、令和6年度の応募事業者は5件ございました。また、申請がなかったものの、事前の相談があった事業者が4件でございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

非常に希望者が多くて、ニーズが高い事業だと認識しております。

では、採択された商品やサービスがあるかと思いますが、その後の効果の検証ですとか、あるいはフォローアップの支援はどうなっていますでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

販路開拓支援補助金に採択をされた商品につきましては、事業の翌年から5年間、事業実施後状況等報告書により、事業を進める上での問題点や今後の方針確認と併せて、販路開拓状況の把握による本補助金の効果検証を行っております。

また、特産品振興・ふるさと応援課と連携をいたしまして、市内外のイベントへの出品、福岡県主催のフクオカベンチャーマーケットへの登壇、いづかブランド認定製品の申請につなげ、さらなる販路の拡大を図っております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

一連のお話をお聞きしますと、担当課のお仕事としては、補助金の制度をつくって、宣伝をして、どの企業に配るか決めて、フォローアップすると、そのように聞こえますが、恐らくもっと素晴らしい仕事をされていらっしゃるというふうに企業の方から聞いていまして、それは、相談というところに付加価値と言いますか、感謝される企業が多いと聞いております。大手企業と違いまして、零細・中小・中堅の企業に関しては、自分でどんな補助金の制度があるか調べて、自分がそこに当てはまるかどうか検討して、資料をしっかりと作る。これはなかなかできることではないと思っております。そういった中で、担当の方がご案内いただいて、こんな制度で、こんな資料を作ったらいいですよというふうにお話をされていると聞いておりまして、これが非常に素晴らしい付加価値だと認識しております。

ぜひ、部長及び課長におかれましては、担当課の方々に、制度のご案内というのが表面上の業務にはなりますが、そういった補助金を通じて企業が成長していくというのは、飯塚の未来の経済活動をつくるということにほかなりませんし、そういった真摯なご相談というのは、本当に付加価値があることですので、ぜひ、この意義づけと言いますか、応援と言うか、そういったご指導をお願いできればと思っております。

引き続きまして、今度は学生の起業に関してお伺いいたします。様々な制度があると認識しておりますが、ご説明のほど、よろしく申し上げます。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

学生の起業に関わる支援といたしましては2件ございます。

1件目が、大学生の感性や創造力を生かしたアイデアや活動等の事業化並びに起業・創業を目指す取組に対し補助金を交付する大学生起業家育成事業補助金がございます。その実績としましては、令和4年度は2件、令和5年度は1件の活用がございました。補助金対象事業が、交流の場の創出・活性化や人材育成に限られており、使いづらいとの学生からの意見があったため、今年度より要綱を改正して、起業・創業を目指し活動する事業についても対象事業とし、補助対象経費に開業費を追加するなど、学生の起業をより後押しする制度としております。

2件目は、起業するための心構えや機運を醸成するため、スタートアップ企業等との交流を実施するとともに、起業相談等の支援を行う起業家育成事業として、学生と企業の交流イベントであるキャリアカレッジと、起業に向けた個別相談、伴走支援窓口の設置を、昨年度から一体的に実施しております。昨年度の実績につきましては、交流イベントのキャリアカレッジは4回の実施、参加人数は延べ113人となっており、起業家、地元企業と学生の活発な交流が進んでおります。また、個別相談は34件となっており、起業に興味を示す学生から、本格的な起業を検討する学生まで幅広いキャリア相談の窓口として活用されております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

学生起業を後押しする上で、今おっしゃっていただいた補助金ですとか、レクチャーによって、起業のマインドセットをつくっていく、これは非常に重要なことだと思っております。ただ、それ以上に、学生起業で一番重要なことは、売上げをつくっていくという点だとも思っております。これは経済部長というよりも、その他の課・部の皆様にもちょっとお願いではございますが、飯塚市は様々な業務をいろんな会社に発注されています。そういった中で、こういった業務を学生に発注すると、学生の起業の機会になるのではないかとという業務もあるのではないかと考えています。例えば、市のチラシやリーフレット、プロモーション動画、こういったところは若い感性だからこそ、より効果的なものが作れる可能性もございますし、ぜひ、ほかの課と連携しながら、飯塚は大学が3つございまして、様々な学生がいらっしゃいますので、学生の起業の機会を後押しいただければと思っております。

あとは、その他の起業、あるいは事業拡大に関するご支援がございましたでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

飯塚市の起業、創業そして事業を拡大しようとする方に対する支援につきましては、起業時の支援として、低額の使用料でオフィスを利用できる市支援施設の新産業創出支援センターを設置・運営しております。また、事業拡大の支援として、市内中小企業の技術や製品の開発を支援する新技術・新製品開発補助金がございます。

また、飯塚商工会議所の事業になります、中心商店街内で空き店舗を活用して創業する事業者に対しまして、最大50万円の補助金を交付する新規創業者支援事業補助金がございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

当然、飯塚市も起業ですとか事業拡大の様々なご支援策を用意されておりますが、それと同時に、福岡県ですとか国に関しても様々な支援制度をご用意しております。そういった中で、起業家の方が飯塚市の窓口にいちゃったときに、当然、飯塚市の制度もご案内されると思いますが、本質的なゴールというのは、飯塚市の事業者の方が、より事業拡大して伸びていただくというのがゴールでございますので、県ですとか国に関しても、総合的なご案内ができるようにご準備いただければ大変ありがたいと思っております。

また、少しお話にございました、起業家同士のネットワークも重要かと思っております、やはり、会社の社長は孤独なところもございます。従業員に仕事の愚痴を言いづらかったりですとか、あるいは起業家同士、ノウハウと言いますか、知らなかった制度とか知らなかった補助金、知らなかった経営手法があったりしますので、ぜひ、ネットワークのほうもつくっていただければと存じます。

それで、次の質問に移らせていただければと思っております、移動スーパーを飯塚市で開業する際の支援についてお伺いします。この移動スーパーというのが、イメージとしては、皆様はお買物を店舗に行かれるかと思うんですけども、この移動スーパーは、スーパーの品物を、車に冷蔵なり冷凍施設があって、品物を積んで、その車が一軒一軒回っていくという形で、お買物に行くというよりは、小さなスーパーが自宅に来るといったのが移動スーパーでございます。こちらの移動スーパーを飯塚市で開業する際に利用できる福岡県の支援策についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

移動スーパーの支援策といたしましては、福岡県移動スーパー参入促進費補助金がございます。

内容としましては、移動販売車で買物が困難な地域を巡回し、地元スーパーの食品や日用品の販売を行う移動スーパーに取り組む事業者を支援することを目的とし、事業参入に必要な経費の一部を補助するものでございます。補助率は3分の1以内、補助限度額は150万円となっておりますが、市町村からの補助を受けることが条件でありますので、市町村からの補助額を超えない範囲での補助となっております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

少し私のほうでも補足させていただきますと、ステップとしましては、事業者さんが飯塚市で移動スーパーをやりたいというふうな話があったとすれば、まずは、飯塚市が補助を出すか決定すると。飯塚市として補助を出せると決定したら、県も補助を出していただけると。そういった中で、飯塚市が3分の1、福岡県が3分の1、合わせて3分の2以内、金額で言えば、おのおの150万円、150万円なので、300万円以内で補助すると。そういった制度と理解しております。

なので、もし、飯塚市で移動スーパーをやりたいというご相談があったら、これは前向きどころか、前のめりで相談に乗っていただければと思っております、これは皆様には釈迦に説法ではございますが、飯塚市にはスーパーがない地域がございます。スーパーまで車で20分の地域もでございます。飯塚市は移動支援に様々な予算をかけているという中で、移動スーパーは、ぜひ欲しいと言いますか、市民の生活の向上に直結しますので、この制度はありますが、ご相談が来たときにこの制度をいかに生かすか、このような視点でご検討していただければと思っております。要望としましては、このような支援制度があることをあまり知られておりません。したがって、SNSですとか公式LINEですとか市報等でぜひ積極的にPRいただけると大変ありがたいと思っております。

そういった中で一つ論点がございまして、先ほど、福岡県の制度をご案内いただきましたが、車両のリース料に関しては補助の対象になりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

福岡県中小企業振興課に確認を行いましたところ、車両に係るリース料は補助対象外ということでございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

この移動スーパーを開業するに当たって、初期投資の大部分というのは車両代金になります。スーパーの仕入れ代金は非常に微額でございますので、この車両を買うというのが一番の初期投資になります。現在、恐らく半数ぐらいの移動スーパーを開業される方がリースで始められています。なかなか車両も大きなものになりますので、300万円、400万円をぽんと出せない方が多いと。そういった中でリースで事業を開始するのですが、先ほど、おっしゃっていただいたとおり、リースで移動スーパーを始めた場合、リース料ですとかリースの頭金が補助の対象にならないので非常に使いづらい制度になっております。すなわち、お金はないんだけど、移動スーパーを始めたい、地域に貢献したいという方に使いづらい制度になっております。

これは福岡県の担当者とも少しお話をしたのですが、恐らく、あえて外しているというよりは、多分リースが想定できていなかったのではないかとと思っております、そういった中で、私からのご提言としては、やはり、飯塚市は福岡県の中でも移動スーパーが必要、求められている地域でございます。独自の支援策として、例えば、こういった補助金に関しては補助率があって、ど

の項目に対して補助金を出すかというのを細かく決めておりますが、例えば、飯塚市の制度として、開業準備金のような、リースでやる場合も補助金として100万円とか150万円とかを出してあげるような独自制度をご検討いただけないかと思っております。これは、当然、福岡県としても日本としても移動スーパーがあることによって、お年寄りの買物が便利になったり、あるいは見回り効果と言いますか、お年寄りの方も週に1回2回、なじみのスーパーの店員さんと言うか、運転手さんとお話することで、孤独死を防げたり、様々な社会的効果もありますので、ぜひ、ご検討いただければと思っております。ばーっとしゃべってしまいましたが、この話を聞かれてどのようにお考えか、ちょっとご意見を聞かせていただければよろしいでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

質問議員がおっしゃいますように、やっぱりいろんな部分で移動スーパーを必要とされる方がいらっしゃると思いますので、そういった方の必要性を勘案した中で、市としてどのような対応をしていくのか、今後の課題として調査・研究し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

移動スーパーに対しては、様々な自治体の事例ですとか補助制度が年々出てくると思いますので、調査・研究のほうを注意深くお願いできればと思っております。これにて、次の質問に移らせていただきます。

飯塚市における移住者を呼び込むための様々な支援事業がございますが、こちらをご紹介いただけますでしょうか。併せて令和6年度の予算額についても教えてください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

移住・定住施策における主な支援事業としましては、まず、主に3大都市圏からの移住者に対し、一定の要件に基づき、2人以上の世帯に100万円、単身世帯に60万円、18歳未満の世帯員を帯同する場合に1人当たり加算額100万円を助成いたします移住支援金がございます。

次に、筑豊地域以外から転入し、住宅を取得した方に対し100万円、15歳以下の子ども1人当たり加算額10万円を交付する移住者住宅取得奨励金や、中古住宅を取得した方に対し30万円、これも15歳以下の子ども1人当たり加算額10万円を交付する戸建て中古住宅取得補助金などの支援事業を実施しております。これらの事業の令和6年度の予算総額は約1億9千万円となっております。

また、移住支援事業を含めた他の施策と併せて、ターゲットとする福岡都市圏などの子育て世代に本市の魅力を知ってもらうため、SNSを活用して効率的に情報発信を行い、移住・定住の促進を図っておるところでございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

予算額が1億9千万円とのことですが、その内訳について教えていただけますでしょうか。また、令和4年度、5年度に関して、それぞれ何世帯に交付されたかどうかについても、併せてご教授くださいませ。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

まず、予算額の内訳につきましては、移住支援金が1660万2千円、移住者住宅取得奨励金が1億2803万4千円、戸建て中古住宅取得補助金が2440万6千円、これに加えて、定住促進住宅改修補助金がございまして、これが2004万4千円、合計額が1億8908万6千円となっております。

次に、令和4年度と5年度の交付実績につきまして、それぞれ世帯数をお答えいたしますと、移住支援金が、令和4年度3世帯、5年度8世帯。移住者住宅取得奨励金が、令和4年度107世帯、5年度93世帯。戸建て中古住宅取得補助金が、令和4年度54世帯、5年度70世帯。定住促進住宅改修補助金が、令和4年度195世帯、5年度148世帯となっております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

交付世帯の年齢層の割合が分かりますでしょうか。また、それぞれの支援事業に関して、令和2年度から令和5年度までの各年度の予算額についても教えてくださいませ。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

交付世帯の年齢層の割合につきましては、まず、移住支援金の対象世帯は、件数が少ないのですが、おおむね50代以下の世帯への交付が全体を占めております。また、移住者住宅取得奨励金と戸建て中古住宅取得補助金では、20代から40代までの世帯への交付割合が高く、全体の8割前後を占めておまして、定住促進住宅改修補助金では、50代以上の割合が高く、おおむね7割から8割を占めている状況でございます。

次に、各支援事業の年度ごとの予算額についてですが、移住支援金につきましては、令和2年度が1001万1千円、3年度が501万円、4年度が500万1千円、5年度が1380万2千円。次に、移住者住宅取得奨励金につきましては、令和2年度が4505万円、3年度が6049万円、4年度が1億8163万7千円、5年度が1億4347万7千円。次に、戸建て中古住宅取得補助金につきましては、令和2年度が2361万8千円、3年度が2440万円、4年度が2200万6千円、5年度が2926万2千円。最後に、定住促進住宅改修補助金については、令和2年度が2144万4千円、3年度が1926万2千円、4年度が2004万5千円、5年度が2004万4千円。以上のような状況となっております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

長々と数字を読ませてしまい、失礼いたしました。飯塚市議会もそろそろモニターとかパワーポイントを導入する時期が来ているのかなと、今のご答弁を聞きながら思いました。

それはさておきまして、先ほど、SNSの情報発信をされていらっしゃるとお伺いしましたが、この予算や内訳はどのようになっていますでしょうか。そして、様々おっしゃっていただいた取組の成果についてはどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

まず、情報発信に係る予算額につきましては、令和6年の当初予算額でお答えをいたしますと、総額で387万9千円となっております。内訳につきましては、SNSによる情報発信委託料として165万円、都市圏でのイベント出展等に係る経費として112万円、イベントなどにおいて相談に来場される方に配付するノベルティ作製委託料として88万円、そのほか、市の移

住・定住に係る専用ホームページの管理・更新委託料として22万9千円となっております。

成果としましては、全国的に自然減による人口減少が進む中、本市は令和4年が179人、令和5年は264人と、2年連続で転入超過に転じ、社会増となっていることから、支援金事業をはじめとする移住・定住施策の推進による成果だというふうに捉えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

では、現在の課題に関してはどのようにお考えでしょうか。そして、この課題を解決するために、未来にわたってどういった取組をお考えでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

まず、課題としましては、ターゲットとする福岡都市圏への転出者数が減少しているものの、依然、転出超過が続いております。また、20歳から34歳までの年代の転出入に関しましても同様に、転出者数は減少しているものの、転出超過が続いている状況でございます。

これらの課題を解消するために、引き続き、福岡都市圏の子育て世代をターゲットとした効率的かつ効果的なPR事業の実施により、転入者の増加を図っていくとともに、本市の魅力を市外へのPRのみに限らず、市内向けにもPRを行い、本市のよさを再認識していただき、本市への愛着や誇りを持っていただく、いわゆるシビックプライドを醸成する取組について、関係部署と連携しながら実施していく必要があるというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

最後に、私のほうから、今おっしゃっていただいた軽いまとめと分析の後に、ちょっとご提案のほうをさせていただければと思っております。ぜひ、私のご提案の後に、受け止めについて軽く、一言二言お話ししていただければと思っております。

まず、2015年から2021年の社会増減に関してはマイナス243人からプラス106人で推移というところで、平均でマイナス111名。大体、毎年、飯塚市から100名ちょっとが出て行っていたというのが、かつてでございます。

直近2年に限って言えば、2022年の社会増減はプラス179名、2023年はプラス264名ということで、福岡市のように周辺から人をブラックホールのように吸い込んでいく都市がある中で、飯塚市の社会増減がプラスというのは本当に素晴らしいことだと思っております。

2022年と2023年、ほかの年に比べて何の差があるのかといいますと、恐らく移住者住宅取得奨励金の予算が約1億円増えていると、この1億円の予算に対しては、大体、六、七十世帯に対してお金を配ることができる。世帯数なので、人数でいうと200人、300人と、そういった方に対して補助ができるというところで、ご答弁いただいた内容というのは、かなり私も認識が同じと言いますか、正しいところであると思っております。

ただ、もう少し広い視野で飯塚市を考えますと、大体、飯塚市は毎年4500人から5千人ほどの人が出たり入ったりしております。その中で、100人減ったり100人増えたり、そんな感覚でございます。そうしますと、移住者100世帯に補助金を出したとしても、その移住者というのは補助金があったから飯塚市に来たというよりは、飯塚市に移住を検討する中の後押しになったであろうというところで、実は今回、2022年、2023年と自然増減がプラスになったというのは、この移住促進の政策のみならず、飯塚市全体の総合的な取組というものの成果が上がったのではないかと認識しておりますし、総合的に取り組んでいかないと、移住政策をどう頑張ったところで、人が増えていかないというところがあるかと思えます。

そういった中で、2つ提言がございまして、1つ目としては、定住化政策に関して、もっと戦略的に運営していかなければならないと。具体的にどういふところかと言いますと、例えば、おっしゃっていただいたSNSの広告については、どういふ属性の方に、どういふ情報を、どういふ頻度で出すか、これは細かく設定できます。東京の中心部から飯塚市に移住する方と、大阪の郊外から飯塚市に移住する方ですと、当然、移住の決め手となる情報は異なると思っております。そういった中で、現在、外部委託されているということではございますが、外部委託してしまうと、なかなか飯塚市の内部にそういった広告とかマーケティングのノウハウがたまりません。担当の職員の方とよくお話ししますが、何か、PR会社のスタッフよりも能力が高いのではないかなと思うことが多々ございまして、特に20代、30代、SNSに親しんでいる世代でございまして、恐らく、積極的に自分が外部業者の代わりにやりますというふうな答えなくとも、できますかと聞くと、多分できると答える方も多いと思っておりますので、戦略的に取り組むというのと、そのノウハウを内部にためるといふのは、ぜひ、提言としてさせていただければと思っております。

2点目に関しては、これは理念的なものになりますが、飯塚市に住み続けたい、あるいは、飯塚市に移って来て住んでみたい、そう思ってもらえる飯塚市をつくるというのは、これは行政の最重要課題でありまして、全ての課に共通する課題だと思っております。

例えば一例を挙げますと、民間企業の働き方改革という点ではやむを得なかったかなと思っておりますが、飯塚病院の夜間小児外来診療の閉鎖に関しても、住みつづけたいまち飯塚というゴールから逆算すると、代わりにどうやって子育てしやすい環境をつくるかですとか、市民にどう伝えるかですとか、恐らく、検討事項はもう少しあったのではないかなとも思っております。すなわち、今後も様々な意思決定があり、予算が減って取捨選択の難しい選択もあるかと思っておりますが、そういった中で、全ての課の共通の課題として、住みつづけたいまち飯塚に関して、どう制度をつくるか、どうPRをするか、そういった連携が必要なのではないかなと思っております。

こちらをもちまして、ちょっとこのテーマを終わらせていただければと思っておりますが、ぜひ、お受け止めのほうを一言二言いただければ、ありがたいなと思っております。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

今、質問者のほうから、るるご意見を、いろいろご要望もいただきました。確かに、先ほど申し上げました各支援事業もさることながら、社会情勢等に順応した施策等も、今後、部署をまたがって、市全体で考えていく必要性は十分あるというふうに認識しておりますので、その辺を今後前向きに検討していきたいというふうに思います。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

横断的に課題に取り組んでいくというのは必要なことだと思いますので、ぜひ、市長、副市長もトップダウンで、ぜひ、取り組んでいただければと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。次に、Park-PFIについてお伺いできればと思ひまして、こちらの制度の概要及び制度のメリットについて、ご説明をお願いできますでしょうか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

Park-PFIとは、平成29年度の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便性の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益

を活用して、その周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用する特定公園施設の整備、改修等を一体的に行うものを公募により選定する公募設置管理制度のことでございます。

まず、本市のメリットとしましては、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、本市の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便性の向上を図ることが期待されます。

次に、事業者のメリットとしては、3つございます。

1つ目は、設置許可期間の延長です。これまでの設置許可期間は、都市公園法第5条の規定により10年だったものを、認定された公募設置等計画の有効期間を最長20年とすることができま

す。2つ目は、建蔽率の特例です。都市公園法第4条では、都市公園は都市における貴重なオープンスペースであることに鑑み、公園施設の建蔽率は2%を参酌して、条例で定める割合を超えてはならないとされ、民間事業者が設置運営する売店、飲食店等はこの範囲内で都市公園に設置することとなりますが、このPark-PFI制度につきましては、大規模な都市公園以外でも、当該制度を活用することとする趣旨から、便益施設であって、当該施設から生ずる収益を都市公園施設の建設に充てることができることと認められるものについて、10%を参酌して、条例で定める範囲を限度として上乗せできるとされております。

3つ目は、占用物件の特例でございます。この制度につきましては、法令で列挙されている占用物件のほか、事業者が認定公募設置等計画に基づき設置する自転車駐輪場、地域の催物の開催に関する情報提供のための看板、広告塔についても占用の対象となります。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

それでは、Park-PFIについて、具体的にどのような検討と取組を行ってきたか、お伺いいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

まず、検討につきましては、Park-PFI導入を検討するに当たり、まず、勝盛公園を対象として、令和元年6月に複数の事業者を訪問し、本市から公園の現状等についての説明を行い、事業者と意見交換を行いました。その中で、対象となる公園が、多くの人が集うような魅力ある公園なのか、そして、事業者として収益が見込めるような公園なのかといった観点から検討がなされた結果、本市としては導入には至りませんでした。

その後も、笠城ダム公園において、事業者から提案があり、本市としても公園の活性化に資する可能性があるかと判断することから、提案内容についての検討を行ったことがございます。具体的にはPark-PFI制度では、公募対象施設、特定公園施設を一体的に整備する必要があることから、事業スキームの検討、そして事業者の見積りによる概算事業費等について、複数回協議を重ねて検討しましたが、結果的には、事業者側から事業化が難しく断念することとなりました。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

今おっしゃっていただいた答弁からすると、Park-PFIの導入に関しては、かなりハードルが高いのではないかとというふうにお受け止めいたしました。こういった中で、今後の取組をどうお考えでございましょうか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今後の取組というふうなことの質問ですけども、公園の整備につきましては、市民の皆様が利用したくなるような魅力ある、そして、利用しやすい公園づくりが重要であると考えております。一方で、本市のような人口10万人規模でのPark-PFIの導入は、事業性の面から非常に厳しい状況であり、今後の具体的な計画はございませんが、類似する他市の導入状況や事前のサウンディング等を含めて調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

答弁をごくごく簡易に要約すると、飯塚市の公園は人通りが多くないので企業が運営して収益を上げるのは難しいと、正直この一言に尽きるのではないかなと思っておりまして、私もいろんな公園を見て回って一通り見ましたが、確かに、事業者からすればかなり厳しい、おっしゃることは一定やむなしだと思っております。

ただ、一方で、ゼロではなく少しでも成果を積み上げるという視点も大事だと思っておりまして、例えば、公園に限らずいろんなものを見ますと、市が管理している土地、市が影響を及ぼし得る土地に関して有効活用を進めていくことで、市民生活を豊かにできるというのは事実でございますので、ここを取り組んでいただくと。

これは例えばですけども、休みの日の飯塚市役所の駐車場、これはめったに活用されておられません。中心部に大きな土地がございますので、かなり有効活用の余地がございます。あとは、これは市の土地ではございませんが、筑前大分駅前のスペース、これは屋台なり、キッチンカーなり、結構置けるスペースがありますし、周辺に飲食店はございませんので、こういった所が有効活用できれば、市民の方々の利便性も高くなりますし、もしかしたら、移住者も増えたり、土地の価値も上がるかもしれません。あるいは、新飯塚駅前のロータリーに関しても、一定の人通りがあって、スペースもあるので、収益機会として一定あるのではないかと考えております。

そういった中で、Park-PFIという公園の活用が難しくても、これは飯塚市として、事業者目線で収益が上がる土地というのが一定ありますので、ぜひ、前向きな取組をお願いできればと思って、次の質問に移らせていただきます。

次に、「公営住宅の修繕および今後の方針について」お伺いいたします。公営住宅の修繕や環境維持に関する取組を教えてくださいませんか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市営住宅敷地内の草刈り等維持管理におきましては、空き家は年に1回、のり面等につきましてはおおむね年に2回程度、市のほうで事業者等へ委託して草刈りを実施しております。また、団地内の共用部分や団地内の公園につきましては地元での管理をお願いし、入居中の住宅の玄関先や裏庭につきましては入居者の方に管理等を行っていただいております。

そのほかの地元で対応できないような草刈りや木の伐採の案件等につきましては、相談等の受付をし、地元と協議をした後、職員が現地確認を行い、できる範囲で対応しております。また、団地の躯体等の修繕につきましては、入居者より相談を受けて、職員が現地確認を行い、その都度、市のほうで業者等へ修繕依頼を行い、入居者の住環境の整備に努めております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

公営住宅の性質上、敷地内の草刈りや維持管理を自身で管理できないような方も一定数いらっしゃるかと認識しております。その場合は、どのようなご対応が市として可能でしょうか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市営住宅の玄関先や裏庭につきましては、団地の共用部分ではなく、入居者の方の専用部分となっておりますので、さきに説明したとおり、入居者の方で管理を行っていただいております。自身で管理できない方につきましても同様の取扱いになりますが、希望があれば業者等をご案内させていただきます。その分の費用負担につきましては、「市営住宅住まいのしおり」にも記載させていただきます。入居者の方で負担をしていただいております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

老朽化などによって市営住宅の空き家が増え、環境の維持や地域コミュニティが低下していくなど、入居者の不便さや寂しさが増えている。このお声が届いているのではないかと思います。市として、この現状の認識及び今後の対応について、どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市営住宅の計画につきましては、住宅の計画的かつ効率的な住宅ストックの更新を進めるため、平成24年3月に飯塚市公営住宅等長寿命化計画を策定し、平成30年3月と令和5年6月に計画の見直しを行い、事務を進めており、本計画中では、住宅の長寿命化のみならず、耐用年数を超過している住宅や老朽化が著しい住宅について、現入居者の退去をめぐり市営住宅の用途を廃止し、団地の更新や建て替えを行うこととしております。

その対象となる団地は、飯塚市公営住宅等長寿命化計画において、事業手法を選定し、用途廃止予定の対象団地については公募を停止しているため入居者が増えず、空き家が増加していることに伴い入居世帯数が減少傾向であり、環境維持や地域コミュニティが低下していることも認識しております。

本市としましては、住宅の更新等に長期間を要するため、対象団地に入居中の方々には、政策的な移転という趣旨に基づき、団地内及び団地外への転居の案内や意向についてお聞きするなど、対象団地の用途廃止を促進し、団地の集約化に向けた事務を進めるとともに、入居者の住環境の向上につながるよう実施しているところでございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

それでは、入居者の移転・集約を促進することで、入居者の不便さの解消や、市にとっても土地の有効活用等につながるかと思いますが、老朽化が著しい用途廃止予定の市営住宅において、転居等の意向を入居者にお聞きしている中で、課題となっていることがあればお聞かせくださいませ。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

令和5年度につきましては、対象団地に入居中の方々に対し、年間240件の個別訪問を行い、転居の意向についてお聞きしましたが、移転を拒む理由として多かったものとして、高齢のため引っ越しが面倒、現在のコミュニティを維持したいなど現状維持を望まれる方、また、引っ越しに要する費用負担などが主な原因となっております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

2点お伺いします。1つ目、具体的に対象団地についておっしゃっていただけますでしょうか。2つ目、この対象団地について転居をお願いできた場合、どのような有効活用の計画がありますでしょうか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

政策的な移転を推進している団地につきましては、建物の耐用年数を超過している団地となりますが、勝守住宅、山内住宅、蟹ヶ浦住宅、平恒新町住宅、楽市1住宅、赤坂住宅、新町西住宅、石丸団地住宅、石丸改良住宅、上勢田住宅、東勢田・明治住宅の11団地を対象としております。

次に、対象団地につきましては、転居等により全戸空き家となった際には建屋の解体を行い、更地として整備した後に、その団地が廃止予定の場合には、土地の有効利活用につながるよう所管課と協議を行いながら方針を決定し、事務を進めることとしております。また、建て替え予定の団地につきましては、次期団地の更新計画にて、有効利活用策等について検討することとしております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

それでは、転居に関してどのような支援がございますでしょうか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

政策的な移転となりますことから、移転補償契約を締結し、移転補償費として15万円を支払っております。また、引っ越しに必要な住所変更手続や電気、ガス、水道などの移転手続、郵便転送の手続など、転居に伴う様々な手続の案内や問題が生じた場合には、適宜、助言やサポートを行っております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

また、2点お伺いいたします。1点目が、それでは、この課題を解消するために、市としてはどのような対応を検討すべきだと考えていますでしょうか。2つ目としては、政策的な移転に関して、これはどのぐらいの期間をかけて、何軒立ち退いたといったことによって、どのような有効活用ができたのか。事例について、二、三件あれば教えていただけますでしょうか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市としましては、政策的な移転等を推進させることで、管理戸数を減らすことができ、管理に要する経費負担が軽減することから、入居者が希望する地域や住宅をできるだけご案内できるよう対応するとともに、移転に係る作業や入居者の費用負担の見直しなど、全体で様々な角度から移転対象者の方に寄り添った施策等を検討し、実施していく必要があると考えております。

また、政策的移転につきましては、令和3年度に2件、令和4年度に3件実施しており、団地ごとの件数につきましては、蟹ヶ浦住宅2件、石丸団地住宅1件、石丸改良住宅1件、平恒新町住宅1件となります。移転交渉から移転完了までの期間につきましては、早くてもおおむね6か

月から12か月の期間を要しており、事案によっては協議のため1年以上の期間を要した案件もあります。退去後の住宅につきましては、解体可能な住宅から解体し、更地に整備しております。

今後、空き家となった住宅の解体を計画的に継続していくことで、まとまった敷地を確保することができ、その敷地での建て替えや土地の払下げなどが可能になり、市有地の有効活用ができるものと考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

取組については分かるものの、現実問題としまして、入居者の方がこうおっしゃいます、自身の団地の入居者が減り、管理がされなくなり、環境が荒れていき、入居者が減ったことによってバスの便が減るなど、生活がやはりどんどん不便になっていく。

こういった中で、公営住宅の入居者の生活がよくなっていく未来が想像できないという現実も一方がございます。この点について、改めてどう思っているか、ご説明をお願いできませんでしょうか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

先ほども答弁いたしました。住宅の更新等に長期間を要するため、対象団地に入居中の方々には、政策的な移転という趣旨に基づき、団地内及び団地外への転居の案内や意向についてお聞きするなど、団地の集約化に努めているところでございます。また、現時点で転居されていない入居者の方々に対しましては、引き続き、生活環境に支障を来さないよう、入居者の方に寄り添った維持管理等を行っていきとともに、今後も入居者の皆様にご意見を賜りながら、政策的な移転を含め、次期団地の更新に向けて、入居者の住環境が少しでも改善できるよう、効率的で効果的に事業を推進していきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

最後に意見のほうをお伝えさせていただければと思っております。つまるところ、去年から議論させていただいておりましたが、入居者の方の「自身の生活がどんどん悪くなっていく」というお言葉と、行政が説明の「計画に従って効率的で効果的に対応しています」と、この2つの発言というのが、もう永遠に平行線になっております。これを事実として見ますと、公営住宅の建て替え事業の実施要件を鑑みますと、耐用年限の2分の1、すなわち50%を超えたら、もう建て替えをやっていきますとなっているものの、飯塚市の公営住宅は50%どころか170%になっている。これはもう皆様も分かるとおり、古い住宅が建て替えもなく荒れていっている。これは目で見てみて分かるところでございます。

そういった中で、対応策が2つあると思っております。1つ目に関しては、これは予算の上限もございまして、全部新しくすることは当然できない。そういった中で、入居者の生活をよくするためにも、ほかの課ですとか、ほかの取組も総合的にやっていく。すなわち、本日上げさせていただきました、例えば移動スーパーに関しては、これは小さな変化ではありますが、今まで来てくれなかったスーパーが来てくれたというような、生活が実際に変わりますので、そういったところをやっていくというところで、時間になりましたので、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。28番 道祖 満議員に発言を許します。28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

質問通告に従いまして質問を行いますけれど、今回は「飯塚市立飯塚第一中学校の教育環境整備について」お尋ねしてまいりたいと思います。

この質問に際して、なぜ一中の質問をするかという、学校関係者の方から、運動場が狭くなったと、生徒数が多いから。そういう声を聞きましたので、どういう実態にあるのかなというのをちょっと調べてみました。それで気がついた点がありましたので、市の対応、教育委員会の対応について、お尋ねしてまいりたいと思っております。

まず、飯塚市立飯塚第一中学校は2014年に、飯塚市立菰田中学校と飯塚市立飯塚第三中学校を統合して、現在に至ります。このときの生徒の数は、統計いづかによりますと、707人となっております。そして、毎年数は、2015年が690人、2016年が676人、2017年が683人、2018年が714人、2019年が713人、2020年が750人、2021年が760人、2022年が788人、そして2023年、令和5年が790人となっております。この間、生徒が83人増加してきております。

そこで、今年になりまして、この生徒数がどのようになっておるのか、まず確認させていただきたいと思っております。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

令和6年6月1日現在の生徒数のほうで報告させていただきます。令和6年6月1日現在、飯塚市立飯塚第一中学校の生徒数は783人となっております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

やはり80名程度増えておるわけですね。去年からはそんなに減っていないわけですね。私はこの統合のとき、飯塚第一中学校の教育環境は、生徒数が増えたとしても、菰田中学校と飯塚第三中学校を統合しても、その時点ではそんなに大きく生徒数に変化はないだろうというふうに思っておったんですけど、今日、やはり80人程度増えておるということですね。

この増加した生徒数に対して、教室の確保等の学校設備の対応はどのように取り組んできておるのか、まず確認させていただきます。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

新たな教室の確保を必要とする場合、学校の施設状況から用途変更が可能な教室を調査しております。学校運営の実情等を含め、学校長と調整を行いながら、教室数を確保しているところでございます。飯塚第一中学校につきましては、近年、増加傾向にある特別支援教室について増設する必要があったため、多目的な利用が可能であった視聴覚室や更衣室を特別支援教室に転用し、新たに空調設備を設置するなどして対応しているところでございます。

普通教室につきましては、近年の普通教室の数が、令和元年度は19教室、令和2年度は20教室、令和3年度も同じく20教室、令和4年度は21教室、令和5年度も同じく21教室

で、今年度、令和6年度につきましても21教室というふうになっております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

用途変更が可能な教室を普通教室に変更してきておるということでありますけれども、飯塚市立飯塚第一中学校の校区内の小学校は、御承知のように、飯塚小学校、菰田小学校、立岩小学校、鯉田小学校、片島小学校となっております。立岩小学校の卒業生は飯塚第一中学校と飯塚第二中学校に分かれますけれども、統計いくつかの各小学校の各学年の在校児童数を見てみますと、今後の生徒数は800人を超え、900人近くまで増加するのではないかと思いますけれども、統計いくつかの児童数から教育委員会で把握しております生徒数の動向についてはどのように捉えておるか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

統計いくつかの飯塚市立飯塚第一中学校の校区内の小学校6年生の人数は、飯塚小学校が54人、菰田小学校が23人、立岩小学校が125人、鯉田小学校が50人、片島小学校が93人となっており、合計で345人となっております。

立岩小学校の卒業生は、飯塚第一中学校と飯塚第二中学校に分かれますが、現在の飯塚第一中学校の1年生293人と2年生269人が、そのまま新2年生、3年生に上がると仮定しますと、令和7年度の飯塚第一中学校の生徒数は907人となります。

また、飯塚第一中学校の今後の生徒数の推移について、統計いくつかの数値を用いて算出しますと、2026年度、令和8年度になります。949人、2027年（令和9年度）では966人、2028年（令和10年度）では912人、2029年（令和11年度）では919人で推移すると見込んでおります。

あくまでも統計いくつかでお示ししております飯塚第一中学校区内の小学校の児童が、そのまま飯塚第一中学校へ入学すると仮定して算出した児童数であります。2027年度（令和9年度）の966人が最大生徒数になりますので、計画としては、この生徒推計を基準とした教室数の確保が必要ではないかというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

私も統計いくつかの数字を単純計算いたしまして、今、教育部長がご答弁されておりますように、2027年、令和9年ですね、今、令和6年ですから、3年後には966人、これは飯塚第二中学校に行く生徒数もあるでしょうし、嘉穂高校の附属中学校のほうに行く、日新館に行く方々もいらっしゃると思いますけれども、やはり行政としては、いろいろ通学区域の弾力的運用とか、そういうことを考えますと、966人の生徒全員が利用できる教室をやはり確保しておかなくてはいけないのではないかというふうに、私も感じております。

それで、びっくりいたしましたけれども、ただ、その後、少し児童生徒が減っていくのではないかとかのような懸念もありますけれども、統計いくつかには示されていないものに、今後の立岩小学校区と菰田小学校区の開発計画が出てくると思うんです。御承知のように、また御覧のように、市役所の前には2つのマンションが建設中です。飯塚駅周辺では建設中のマンションがあります。また、今後も飯塚駅周辺ではマンション建設の計画がある。また、飯塚駅周辺の線路沿いに住宅建設のための都市開発計画の動きがあるというようなことも聞いております。

このことを考えていきますと、この2地区については今後も人口が増加し、子どもたちの増加が見込まれてくるのではないかと思いますけれども、教育委員会としては、今後の児童生徒の動向

についてはどういうふうを考えておるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

生徒数の推移につきましては、住宅建設等の都市開発に伴う人口増加は含んでおりませんので、今後、マンション建設等の影響から生徒数がさらに増加することは予想されるところであります。

反面、飯塚第一中学校区の特徴としまして、校区内小学校から卒業生が飯塚第一中学校に入学する割合についてでございますが、先ほど質問者がおっしゃいましたように、近年の平均では85%程度が飯塚第一中学校のほうに入学しております。約40名程度が嘉穂高校附属中学校や私立中学校のほうに入学している状況でございます。

ただし、ご指摘のとおりマンション等建設の影響による人口増を予測する必要がございますので、今後の人口動勢を注視することは非常に重要であるというふうに認識しております。

対応としては、引き続き、既存校舎の改造や転用を学校長と調整を行っていきながら対応することと、併せて既存校舎の施設改造では賄えないと判断した場合は、学校の空き敷地の状況や学校授業に支障を来さないことを前提に、現状では代用施設としてプレハブ校舎の建設等で対応することを視野に検討しているところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

人口が増えていくとは思いますが、今の答弁を聞いておりますと、既存校舎の施設改造では賄えないと判断した場合には、どうにか対応していくと、プレハブでも建てて対応していくと。しかし、現実には、2014年に統合してから、生徒数は確実に増えていっているわけです。マックスは今よりも100人を超える人数、200人近く増える可能性があるわけです。いつ判断するんですか。もう心配するなど。行政のほうはいいんですよ、行政のほうは。私が心配しているのは、生徒のほうはどうするんですかという話なんです。プレハブで対応しますよと、そのプレハブがどんなプレハブかわかりませんが、以前、こんな質問をしたことがあるでしょう。学童保育、放課後児童育成事業の中で、夏で暑いのに、クーラーがなくて遊戯室で十分に遊べないと。なぜクーラーがつけられないんですかとお尋ねしたことがあるんです。そうしたら、プレハブだからというふうに言われたんです。プレハブだからクーラーを効かせるには大きなクーラーを入れて、力いっぱいかけないと駄目だというようなご答弁だったと思いますけれど。

もし、普通教室以外の多用途の教室が転用できない、ではプレハブを造りましょうと。プレハブを造るとしても、行政のことだから、例えば、今年は計画をして、来年は絵を描いて、再来年できるわけですよ。間に合うんですかというのが、私の今回の質問の実感なんです。今後も減るならいいんですよ。極端に減っていきますよと、統合したときの700人を切るような状態になるならいいですよ。だけど、やっぱり800人からの規模で推移していくということを考えれば、今後の飯塚駅周辺の開発、それと新飯塚、この市役所の周辺の土地開発の在り方を見ていると、今後もまだまだこの周辺ではマンションが建っていくのではないかとこのように思っているわけですよ。

だから、そういう意味では、ちょっと教育委員会としての対応が遅過ぎるのではないかと、危機感がないのではないかとこのように思うんです。それで今回質問させていただいているんです。間に合わなかったらどうするんだ。保護者はたまらないですよ。生徒もたまらないけど。当然、その運動場が狭いということは、普通教室の話だけじゃないんですよ。もろもろ増えることによって、授業に差し障る。施設が足りなくなるのではないかと。

例えば、プレハブを建てますと言っても、今、クーラーの話をしましたけど、クーラーは効きますけど、100人から増えたときに、トイレの設備はどうするんですかとか、そういうことま

で考えていったときに、ただ単純に教室を4つ造ればいいのかというような話でもないような感じを、私は受けるわけです。その辺はもう分かっている、心配するなと言うなら、要らないことは言いませんけれど、その割には何も教育委員会から発信がない、今日まで。人口が増えていますからどうしようというような、慌てるような話は何も聞こえてこないんですよ。だから、今後の対応をもう少し、今、プレハブを建てることを視野に検討しております。さっきの話ではないですけど、検討する段階はもう超えているんじゃないんですかということをお願いいたします。

教育長、新しく教育長になっておりますけど、もともと学校教育課長で、この問題については教育部長と一緒に取組んできたことだと思いますけど、あなたは教育長となったんですから、ちょっと違う視点、一つ上の視点から物事を見てもらわなくてはいけないんですけど、今回の質問に対しての考え方、教育委員会としての考え方はどういうふうになっているか、考えているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。お答えいただけますか。

○議長（江口 徹）

桑原教育長。

○教育長（桑原昭佳）

今の質問議員のご指摘のとおり、統計いづかによる最大生徒数は、2027年、令和9年、これが最大になりますので、これを基準とした場合には、それに対応する教室数の確保が必要になってきます。今お話もお聞きしまして、今までも対応はしてきたんですけど、対応と言うか、協議をしてきたんですけど、頂いたご意見を踏まえまして、これまでも行ってまいりましたが、既存校舎の改造・転用、これは学校と協議して今までも行ってまいりました。ただ、それでは急激に子どもが増える、人数が増えることには対応できないだろうということがございますので、先ほど部長のほうからお話がありましたが、プレハブ校舎の建設というのがありますが、それでも子どもたちの影響を考えた場合に難しい場合もございます。

今、考えているのは、具体的には、例えば、教室の確保がまず必要ですので、飯塚第一中学校には通級指導教室がございます。これがかなり教室をとっておりますので、市内でそれを移動等で対応できないかなということも考えておりますので、その辺りは、これまでにやってきた準備から、引き続き、また準備を進めて、子どもたちが困ることがないように対応したいと思います。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

全部が全部、飯塚第一中学校に行くわけではないからということもあるんですけど、老婆心ながら、やはりマックスの人数に対応するにはどうしたらいいかを、今、教育長にご答弁いただきました。それで十分なのかという疑問も持っております。それで検討していただいているならば、早急に答えを出していただきまして、示していただきたいということを要望して、この質問を終わりにして、次の質問に移っていきたくと思います。検討はよろしくお願ひしますね。

続きまして、「飯塚市地域防災計画に基づく『飯塚市備蓄計画』について」お尋ねしてまいりたいと思います。公的備蓄及び配分の対象について、どういうふうになっておるのかということでお尋ねしてまいります。というのは、今日も大雨になるかも分からないというような話が天気予報でされておりました。今後、やはり梅雨どきになったら水害、また台風のことなどで、市民の生命と財産を守るために、いろいろな働きを行政のほうでやっていただかなくてはいけないんですけど、その点、いろいろな市民からの指摘もありましたので、今回、どういうふうになっておるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

飯塚市備蓄基本計画は令和4年3月に策定され、その後5月に改訂されておりますけれども、この計画によると、市内12か所の交流センターは、災害時に開設時は自主避難場所に指定されていると理解しておりますが、間違いありませんか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

避難所の指定等につきましては、飯塚市地域防災計画においてなされております。自主避難の受入れ施設といたしましては、質問者が申されます12か所の各地区交流センターと併せ、穂波福祉総合センターの計13か所となっております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

飯塚市備蓄基本計画では、公的備蓄の定義では、「市で購入し、備蓄し、発災（避難情報発令）から概ね12時間後から1日分を目途にて提供するもの。」とありますが、この「提供するもの」は何なのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

公的備蓄につきましては、災害初期における生命と身体の保護を優先とし、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」にて、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品として位置づけられておる8品目を想定しております。食料、毛布、乳児用粉ミルク、乳児用衛生物品、高齢者等用衛生物品、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品を基本に、過去の災害時において必要になった品目を対象といたしております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

この計画では、公的備蓄の配分対象者は、避難所避難者2700人と避難所に収容された以外の避難者600人の合計3300人となっておりますが、さきにお尋ねいたしました市内13か所の交流センター等の避難対象者、もしくは受入れ対象者数はどうようになっておるのか。また、その受入れ対象者数はどうに決定されておるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

本市の公的備蓄物資の備蓄数量につきましては、「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」及び「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」で示された数値を基に決定をいたしております。

避難所避難者数につきましては、「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」にて想定されている西山断層を震源とする地震が発生した場合での本市の最大避難者数が2691名であり、これに避難所に収容された以外の避難者を在宅避難者、帰宅困難者等として、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」にて用いられている算出式、避難者数掛ける0.2で得た人数600人を合わせたものとなっております。

次に、各センター等への受入れ対象者数につきましては、各施設の収容可能人数と併せ、平成30年7月の九州北部豪雨時に実際に避難された各施設での避難者数を勘案して、現時点における配分を行っておるところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

校区ごとに開設レベルの差はあるものの、避難場所が設定されております。この各校区の避難対象者数の設定基準はどうなっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

先ほどの答弁と同様に、各施設の収容可能人数と併せ、平成30年7月の九州北部豪雨時に実際に避難された各施設への避難者数を基本としておりますが、小中学校の体育館などには備蓄倉庫等がない場合もございますことから、交流センター等に仮配置を行っている場合もございます。

これらの施設では、仮に避難者の受入れがあった場合などは、災害対策本部における避難所運営担当の職員間において、避難対象者に合わせ、備蓄物資の受渡しを行うことといたしております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

備蓄資材で寝袋、マット、毛布、毛布（日赤）、タオルケット（日赤）、簡易ベット（R2）とありますが、寝るための関連資材と考えますけれど、各避難所の状況により各資材数は異なると思えますけれど、何人の避難者を対象として設定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

寝袋、毛布、タオルケットにつきましては全体を合わせた形で、避難所への避難者数2700人を基本に1人1枚分備蓄をいたしております。また、簡易ベットにつきましては、高齢者等配慮を要する人数分については簡易ベットを、それ以外のものにつきましてはマットとして備蓄をいたしております。なお、各施設への配分につきましては先ほどの答弁と同様の配分となります。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

今回、この質問をするに至った経過について述べさせていただきますけれど、自主避難、緊急避難時の避難方法等の在り方についてなんです。災害時、自主避難をする考えで市に問い合わせたところ、布団等の寝具を持参して避難所に避難してくださいとの指示で、自主避難を諦めた。今後も避難所への避難を考えたとき、自主避難は考えられないと、市民の意見、声が、私のほうに届きました。今回、市の災害時の取組についてお尋ねしてまいりましたが、自主避難を考える市民の皆さんには、体力的に余裕がある方ばかりではなく、高齢者の方を含め体力的に余裕のない方が多いと考えます。

自主避難時、緊急避難の避難方法等の在り方について、さらに見直しが必要ではないかと考えておりますけれど、市の見解はいかがか、お尋ね申し上げます。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

市が行います住民の避難に関する発令といたしましては、災害対策基本法において、高齢者等避難及び避難指示、緊急安全確保の3つがございます。これらの避難に関する発令につきましては、気象状況や河川の水位状況等を勘案し、一定の基準を設けた中で実施をいたしております。市といたしましては、これらの避難情報の発令以降に、公的備蓄の提供などの公的支援を行っているところではございます。しかしながら、台風襲来などの際には、气象台や福岡県、また、報道等によりまして、多くの関係機関から早めの避難の呼びかけがございます。住民の皆様が不安な一夜を過ごされることもございます。これらの不安等を少しでも払拭できるよう、各地区にあ

る交流センター等において自主避難の申出があった方々の受入れ体制を構築しておるところでございます。

市では、自主避難される方に限らず、避難指示等の場合におきましても、備蓄物資に限りがあることから、食料、飲料水、日用品、寝具も含めまして、持ち出し備品の持参については協力をお願いしておるところでございます。今回、質問者が言われます「布団等の寝具を持参して避難所に避難してくださいとの指示で、自主避難を諦めた。」との内容につきましては、市への問合せ時のやり取りにおいて、そのように受け取られたことにつきましては、自主避難を推奨しております。本市としても反省すべき点であると考えております。これにつきましては、大変申し訳なく思っております。今後はこのようなことがないように、より丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

災害が想定されるとき、市が市民に避難を呼びかける判断基準について、詳しくご答弁願います。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

大雨の場合は、災害が発生、または災害が発生するおそれが高まった場合、気象や河川・土砂災害等のデータと現地の状況などの様々な状況を総合的に判断し、避難を促す情報を発令いたします。市が市民に促す情報には3種類あり、災害による被害の危険度により、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令いたします。この際、急激な状況の変化がない限り、夜間の避難は危険を伴うため、よりスムーズな避難行動が行えるよう、夕刻日没までの間に避難情報の発令に努めております。

また、気象庁から発表される台風接近情報につきましては、テレビ、ラジオ、インターネット等により、5日先までの進路予報、3日先までの進路・強度予報と、早い段階から随時確認することができます。この事前情報により、市は職員参集を含めた災害対応体制の設置や避難所開設準備などを行い、さらに九州上陸から本市への接近状況を把握し、適宜、避難情報の発令を行っております。このような対応を行うことで、避難が必要な市民も台風情報に合わせて避難時に必要な持参品の確認や準備などが行えるものと考えておるところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

自主避難と、市が避難を呼びかける発令を行った場合、自分で自分の命を守る自発的な行動時と、市が避難を呼びかける避難指示の発令のとき、市民が持参する物について、どのような違いがあるのか。また、持参品は何か必要なのか。併せて、その周知はどのように行っておるのか。お答えもあつたかと思いますが、再度、確認させていただきます。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

自主避難に限らず、避難指示等の場合におきましても、備蓄物資には限りがございますことから、持ち出し備品の持参についてはご協力をお願いしておるところでございます。また、避難時に必要な物は各個人でそれぞれ異なりますが、特に個人が必要な治療薬や眼鏡などについては重要であるというふうに考えております。

周知につきましては、毎年、広報いづかにおいて、出水期前の5月から7月にかけて防災特

集を掲載しており、併せて、令和元年に各家庭に配付いたしました「いづか防災」にも掲載している旨のご案内を行っております。広報紙等において、各個人が日頃から災害時に備える備品のチェックリストや、市の避難所を利用する際に、自分が必要な物は持参していただくようお願いをいたしておるところでございます。記載している物の例といたしましては、食料、飲料水、寝具、薬、おむつ、生理用品、衣類、眼鏡、貴重品等でございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

先ほどご答弁いただきましたけど、どうも市民の方と市の考え方にちょっと相違があって、誤解が生じておるからですね、こういう自主避難をしたいということを市に問合せをしたら、寝具を持って来てくださいと。寝具を持って自主避難はできないというふうに、切羽詰まっていたのかも分かりませんが、だから、今後、自主避難はしないと、そういう感情的な面が出てきておるわけですけど。自主避難の定義はどういうことなのか、再確認させてください。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

自主避難につきましては、一般的に高齢者等避難や避難指示など、市が発令する前にご自身の判断で避難することを指しております。自主避難される場合には、親族や知人宅など安全で安心できる場所へ避難されることもございますし、近くにそういった安全な場所が確保できない方のために、市では緊急避難場所のうち、各交流センター等の13か所で受入れを行っておるところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

自主避難について定義を述べていただきましたけれど、どこに市民への説明が、自主避難とは何ぞやという説明がされておるのか。されているところを示していただきたい。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

飯塚市の地域防災計画の中におきましては、自主避難といった文言を幾つか使っております。当市といたしましても、自主避難については積極的に準備をいただきたいという考えがございますので、自主避難についての呼びかけは行っておりますが、今、質問者が言われますとおり、そもそも自主避難が何かといったものを、市の正式な計画書あたりで、定義づけ、述べているものについては、今のところ、ないのが現実でございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

正式な公式文書において、飯塚市においては自主避難という定義はないということですね。私も今回、市民の方からお尋ねがあって、いろいろ質問にするに当たって、資料を読み込みましたけど、「いづか防災」という丁寧な物ができております。しかし、この中には自主避難という言葉が出てこないんです。それと、部長もお答えいただきましたけど、飯塚市の地域防災計画の本編を持って来ておりますけど、この中の84ページに自主避難への対応というのが示されている。だけど、自主避難というのは何かというのが示されていない。もう一つ、たしか九州に台風等が上陸する6時間前に自主避難の判断をするというふうになっておりますけど、自主避難という定義が示されておりません。それを再度確認いたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

質問議員が言われますとおり、自主避難といった定義を明確に本市のほうから発信しておるものはありません。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

では、自主避難の定義がないのに、自主避難の受入れを行う時期の基準があるのかどうか、ご答弁願います。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

ちょっと先ほどの答弁のことですが、自主避難についての定義づけは、我々としてはいたしておりますが、不親切だと言われますでしょうが、市民に対して自主避難ということを明確にご説明を差し上げていないといったことですので、そこについてはご了解をいただきたいと思えます。

本市における自主避難に対する対応につきましては、飯塚市水防計画において、台風の接近、上陸に伴う洪水を対象とした直轄河川管理区間沿川の市町村の避難指示の発令等に着目したタイムラインにおいて対応基準を設けております。その対応といたしましては、台風の九州上陸6時間前が判明する時点で、自主避難のための避難所開設、自主避難の呼びかけを検討すること。また、深夜上陸の場合には、夕刻までに自主避難の呼びかけを検討することといたしております。

なお、近年におきましては、气象台や報道機関の早期避難の呼びかけが進められており、市といたしましても、できる限り水防計画上の自主避難に関わる避難所開設基準以前に、高齢者等避難の発令を行っておるところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

高齢者等の考え方として、台風のとくに自主避難と答弁をいただきましたけど、高齢者等避難の発令を行っておるということですけど、避難所を開設基準前にですね。高齢者等避難の発令を行っている。発令を受けて避難する場合は自主避難とは言えないんですよね、もう既に発令しておりますから。でありますから、市が自主避難を呼びかけることはあるのですか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

自主避難につきましては、これは全国どこでもそうですけれども、防災に対して自主避難を推奨はしております。自主避難につきましては、しっかりと皆さんご自身の判断の中で安心できるために、命を守る行動をしていただきたいという自主避難の推奨は行っております。では、自主避難を市が、要は発令として呼びかけることがあるのかといったご質問に対しましては、自主避難の対応につきましては、近年、台風接近時において実施いたしており、飛散物、強風等の被害に関することや、強固な建物への移動等に関する注意喚起として行っておりますが、自主避難として特段の呼びかけを行っておるといったことはございません。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

自主避難という定義は、行政は持っているけれど、市民にその定義は示していない。説明を丁寧にしていない。飯塚市は、自主避難を指示するようなことは、呼びかけを行うことはないということですよ、今の答弁を聞いておりますと。

それでは、市による避難情報等の発令と、その以前では何が違うのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

大きくは避難所、防災に対する職員の配備体制が異なります。平常業務から災害対応業務へと切り替わることで、緊急時の早期対応が行われることとなりますが、公共施設が避難情報等の発令基準に応じた避難所としての役割に切り替わります。この際、対象施設につきましては、避難者の受入れ施設となりますので、一般利用者の利用を中止し、避難者の受入れを行います。自主避難の受入れにつきましては、一般利用者と自主避難者が混在することとなりますので、平常時の施設利用者と捉えた中で避難者の対応を行っているということでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

だから、説明されていないんですよ、自主避難という定義が。市民に示されていないんですよ。今のご答弁でも、避難所を開設しました、自主避難の人たちと避難者は、発令して避難者が一緒になって混在したら人数が多くなって大変だから、自主避難、自分の命は自分で守れる人は、危ないと思った人は、発令前に自主的に行動してくださいということなんですけれどね。答弁は分かるんですよ。答弁は分かる。だけど、市民のほうは分かっていないんですよ。分かっていないから、自主避難したいけどと問合せをしたら、寝具を持って来なさい、布団を持って来なさいと言われたから、布団を担いでまで行けませんと。だから、自主避難なんていうことは考えませんということなんです。それで、これを質問し始めたんですよ。

だから、自主避難をさせなくてはいけません。災害時に市民の財産を守るときに、まず自助で、自分の命は自分で守ってくださいよ。自主避難なんです。市としては、発令して、その後の対応をします。そして災害に遭った方に対しては、こういう処置をしますというふうな一時避難所を設けて、食事も提供しましょうと。そういうふうにシステムはなっているんですよ。それは理解しておるんです。理解しておりますけど、私は理解していますよ、丁寧に説明していただいていますから。だけど、市民の方はそう思っていないということなんです。そこが今回の質問なんです。

市民の財産・生命を守るために、災害を最小限にするためには、やはり自主避難をしてもらわなくてはならない。でありますから、市としては定義を持っておるなら、その定義についてちゃんと説明することが必要ではないかというふうに思うんです。それはやはり、その後の避難所の職員の対応時の軽減にもつながるわけですよ、いろいろな面で。だから、そういう意味では、やはり一生懸命に取り組んでいるけれど、市民に伝わっていないということが、私は感じましたので、今回、質問させていただいております。

だから、なぜ定義を示さないんですか。言葉をちゃんと言っているじゃないですか。自主避難とはこういうことです。だから、寝具等は持って親戚の所でも、旅館でも行っていただけないですか。避難所は災害時には混雑すると思いますので、できるだけ自分の命は自分で守ってくださいね。お願いしますねということを行うことは、別に悪いことではないと思いますけれど、なぜなんでしょうね。

しつこいですけれど、ほかの町を見ていたんですよ。資料を見ました。そうしたら、ちゃんと自主避難とは何ぞやと、ちゃんとホームページに書いているんですよ。飯塚市はないんですよ。自主避難という言葉はある。あるけれど定義がない。市民は理解されていない。だから、そうい

うことを考えますと、これは市民に説明することが必要ではないかと私は思いますけど、市長、6月になって、今日から雨が毎日降るようですけど、市長としてはどういうふうに思われますか。ほかの町ではちゃんと書いていますよ。どう思われるか、ご答弁いただければ。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

議員からのご指摘につきましては、ごもっともなことだというふうに認識をいたしております。我々といたしましても、議員のほうからも発言していただきましたが、市民の皆様自主避難を積極的に行っていただきたいという思いは持っておりますので、もっと丁寧に、他市の例もご紹介いただきましたが、他市の例におきましては、自主避難の必要性でありましたり、自主避難の定義についてしっかりホームページとか災害関係の資料で示されておりますので、これにつきましては、早速、私どものほうも準備をいたしたいと考えております。

それから、布団の持参の呼びかけでございますが、これにつきましても、私も思います。布団を持って来いと言われると、どうなんだというふうには感じております。布団をというのは、布団1組という意味で言っているわけではございません。政府とか防災のチェックリストにも、ブランケットとか、要は暖を取るような寝具を持って来いということで書いてあります。こういう点につきましても、私たちのほうでしっかりと工夫をして、自主避難を諦める方がいらっしやらないように、いろんなことを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご了解をお願いいたします。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

部長のほうでは、よく自主避難という内容をご理解いただいているようでございますので、市民に十分な説明をしていただいて、市民に誤解を与えないように。そして、やはり市民の生命と財産を守る。その努力をしていただきたいと思います。

ご答弁ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○議長（江口 徹）

これをもちまして一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。「議案第53号」から「議案第68号」までの16件を一括議題といたします。

ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第51条に基づき簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第52条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

「議案第53号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。「議案第53号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」についてお尋ねをいたします。

まず、予算書の7ページ、予防接種事業費について概略説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

予防接種事業費については、高齢者を対象としたインフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの予防接種を毎年実施しております。今回、新型コロナウイルスワクチンの予防接種が定期接種化されたことに伴い、関係経費を補正予算で計上しているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

内容についてですが、予防接種健康被害調査委員会委員報酬9万5千円があるわけですが、この調査委員会について、どういう構成なのか、まず、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

予防接種の副反応による健康被害は極めてまれですが、不可避免的に生ずるものでございます。予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を救済する国の予防接種健康被害救済制度がございまして、これまで、新型コロナウイルスワクチンは予防接種法上の特例臨時接種として実施され、年齢等にかかわらず、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度が適用されておりました。

令和6年4月より新型コロナウイルスワクチンが予防接種法上のB類疾病となり、定期接種となりましたので、対象者は65歳以上の高齢者等に変更となっておりますが、定期接種で健康被害が生じた場合は、これまでと変わらず、予防接種健康被害救済制度の対象となります。

予防接種健康被害調査委員会は、この予防接種健康被害救済制度に基づく機関でありまして、申請を市町村にさせていただき、予防接種健康被害調査委員会に諮りまして、都道府県を経由して厚生労働省に進達するものでございます。

飯塚市の委員会につきましては、委員6名による委員会でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その6人はどういった分野の方々でしょうか。

○議長（江口 徹）

健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

医師3名、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の保健監1名になります。それと、飯塚市職員として副市長1名、その他市長が認める者が1名いらっしゃいまして、通常、予防接種の専門の医師等になっていただくことにしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この間の活動状況は、どういう状況でしょうか。

○議長（江口 徹）

健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

委員会の開催回数でございますが、令和3年度に2回、令和4年度に3回、令和5年度に1回、3年間の計でございますが、6回の開催をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この報酬の9万5千円についてはどういう見込みでしょうか。

○議長（江口 徹）

健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

報酬対象者は6名中4名でございまして、補正予算に計上しております予定回数としましては、4回を予定しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次に、高齢者予防接種委託料3億3387万6千円について説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

新型コロナウイルスワクチンの予防接種は医療機関に委託します。委託先につきましては、飯塚医師会、福岡県医師会、医師会に加入していない医療機関であれば、個別に委託をいたします。また、予防接種の費用については、他の予防接種と同様に一定の自己負担が生じますが、低所得者向けの減免制度を設けることとしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

金額の根拠をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

接種1件につきましては、国が見込みましたワクチン料と手技料、これは診察や注射ということになりますが、これは1件当たり1万5300円。対象者につきましては4万226人を見込んでございまして、そのうち60%の方が接種するということで見込んでおります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

最近の新型コロナウイルス感染の状況が分かりますか。

○議長（江口 徹）

健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

手元に資料がなく、お答えできかねる状況でございます。申し訳ございません。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第54号」については、質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします。

「議案第55号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第55号 飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例」と、ここでの市長は武井市長と分かります。副市長は2人おられますが、どちらのことでしょうか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

藤江副市長でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長及び藤江副市長についてということなのですが、議案書には、責任者であること及び職員を統括する立場ということがあるわけですが、これは具体的にはどういったことを言っているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

市政の責任者でありますことから、自らを戒め、その責任を明らかにするために、今回の上程をさせていただいたわけでございます。

責任者という性格はご案内のことかと思いますが、地方自治法の規定によるものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

武井市長は、11月の市長選挙で新たに市長になりました。今回の事案発生との関係でいえば、時期的にはどういう関係になりますか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

今回の事案につきましては、令和4年度から令和5年度にかけての事案でございまして、武井市長が就任される以前からの事案でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長の給料の10%を1か月カットということになってはいますけれども、これは処分ですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

処分ではございません。市長自らが決められたものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ということは、市長はこの案件につき、横領事件につき、給料の減額という、削減という点でいえば、10%、1月が妥当だという判断を、市長自身がしたという答弁ですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

今回の減額の内容でございますけれども、こちらにつきましては、本市の過去の同種の事例を参考にしまして決めていただいたものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

過去の同種の事案というのは、横領事件ですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

各種団体、外部団体の現金の取扱い、公金外の取扱いの横領事案を参考にしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その横領事案のときは、今言ったような、市長の給料の10%1月カットということだったわけですね。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

今回参考とした事案が2つございまして、1件は、横領があった後に、その当該元職員が放火を行ったもので、そのときが100分の20の1か月。それからもう1つが、横領事案が発生して本人死亡という事案がございまして、これが同じく100分の20の1か月という事案を参考にしました。このときは、放火または本人の死亡という事案も重なっておりましたことから、100分の20となっておりましたので、今回はそういった事案がなかったので、100分の10ということにいたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市役所に火をつけたという事件は横領と記憶しておりますが、本人が死亡された事件については横領なんですか、それは。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

失礼しました。この本人死亡の事案につきましては、横領事案と申しましたけれども、正確には使途不明金が発生した事案でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

もう一回きちんと訂正してください。横領事案と言われた件は、そうではなくて、使途不明金事案だと、正確に訂正してください。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

今回参考にした事案につきましては、各種団体等現金（公金外）のものですが、これの横領事案と庁舎への放火もある事案。もう一つが、各種団体等現金（公金外）における、使途不明金が発生し、本人の死亡退職のある事案の2つを参考にいたしました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

過去の2例について20%ということですが、今回は10%。放火と本人死亡ということで20%だったと。今回どういう参考の仕方をすれば10%ということになるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

今申しました2つの事案については、放火と本人の死亡ということがありましたため、加重して100分の20となっているものでございまして、今回はその事案がないというところで100分の10にしているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

後で概要は聞きますけれども、こうしたことによって職員が犠牲になっていくという側面もあるわけです。そういった点で言えば、綱紀粛正と言われるわけですが、と同時に、システムについて十分な検討を行う、その責任が市長にはあるのではないかと思うわけです。その点で言うと、私は、事案の発生につき、個人の問題が問われることは当然だと思うけれども、つまり、公金外のお金をなぜ飯塚市職員が管理する状態になっておるのか、そういうシステムをつくっているということ自体についての検証が必要ではないかとも思うわけです。

ところで、藤江美奈副市長、着任はいつですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

令和4年1月1日でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今回事案との関係では、どういう責任になりますか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

「飯塚市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則」の規定において、公営競技事業所を除く経済部につきましては、藤江副市長が担任することと規定されております。これにより規定されております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それで職員の統括につき責任があるということなんです。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは統括をしなかった責任ですか。それとも、統括が不十分だった責任ですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

職員を統括する者でございます。職員による重大な不祥事が発生したという責任から、自らを戒め、その責任を明らかにするため、今回、減額の提案をされているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは藤江副市長自身の判断で5%になったんですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

こちらの5%の件につきましても、本市の過去の事例を参考にしております。市長は市政の責任者として、副市長は職員を統括する者として、市長の減額割合のほうが大きい条例をこれまでも提案しておりますので、それを参考としたものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この団体の会則を見ますと、制定が2020年、令和2年12月21日となっております。藤江美奈副市長就任の1年前ですか。この会則の中に、既にどういうわけか、第15条で、協議会の事務局を飯塚市経済部特産品振興・ふるさと応援課内に置くとあり、第2項で、協議会の会計処理については事務局が行うとあるわけです。このことは、飯塚市職員が会計を扱うということを決めたものとは同一には思われないけれども、そのところはどのような状況でしょうか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

今、言われましたとおり、協議会の会則第15条において、協議会の事務局を飯塚市経済部特産品振興・ふるさと応援課内に置く。同条第2項で、協議会の会計処理については事務局が行うと規定をいたしております。協議会の会則を策定するに当たり、協議会の設置目的に賛同する市が協議会の支援のため、安定運営が図れるよう事務局を担うことに併せ、会計事務を担うことになったものでございます。市職員ではなく、協議会の中で担っていただくことが最良でございますが、協議会が令和2年からの発会で歴史的にもまだ浅く、通帳及び出入金の管理を担える体制が整っていないことから、現在の会則となっているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この団体の役員名簿を見ますと、事務局に3名の名前が書いてありまして、いずれも市職員です。市長部局の職員です。こういう場合は、市長が辞令を出して命令をするわけではないのですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

辞令を発するものではございませんで、事務分掌として規定をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そのときの市長は武井市長では当然ないですよ。そうすると、そのときの市長はもうおられませんので、そうすると、副市長はどういう役割を果たしていたかということになります。そのときの副市長はどなただったんですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

協議会の発会当時は梶原副市長でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

1人ですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

1人でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、当時の副市長がこの団体の会則に従って、市から事務分掌で職員を3人、事務局に充てるといった責任がありますけれども、この方も既にお亡くなりになっているわけですから、ここで責任を問うことは難しいですね。

一方で、副市長は、今、本市は2人制になっています。規則に基づいて、市長の下で担当事務をそれぞれ分けておられるということで、今回は事案に関わって藤江副市長が責めを負うということになっていますけれども、もう一人の久世副市長については、ご本人からは自分の責任について申出は特にないんですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

提案理由のとおりでございますが、規則で定めております担当事務に基づいて、それぞれ監督する立場ということで、議案のとおり提案させていただいております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

武井市長、久世副市長からは何ら申出はなかったわけですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

お話はありましたけれども、私のほうで先ほどの規則の規定を提示いたしまして、担任する部署で判断していただいと提案し、ご了承いただいたものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ご本人は申出があったけれども、人事課長が断った。それは武井市長は御承知のことですか。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

承知しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

久世副市長はどういう申出を行ったんですか。

○議長（江口 徹）

久世副市長。

○副市長（久世賢治）

今回、職員の不祥事が起こりました。これは本当に行政の信頼を失墜する出来事でございます。私ども特別職は、当然、その責任を感じて給料の減額ということを検討しなければならないというふうに考えましたので、私も対象になるのではないかとということで、私のほうで申入れをいたしました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それを人事課が必要ないと言う権限はないでしょう。武井市長が必要ないという判断をしたわけですね。

○議長（江口 徹）

久世副市長。

○副市長（久世賢治）

今回の条例の議案上程に際しましては、市長、私ども2人の副市長、そして総務部長と人事課長等で内部で協議をいたしております。その中で、先ほどから人事課長もるる答弁させていただきましたけれども、過去の事例及び私どもの条例・規則等に基づいてこのような案で上程させていただいているということで、全員で合議をし、今回、議案として上程させていただいたところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

こうなると、本市の副市長2人制そのものがどういう意味を持つのかというようなことも生じてくるわけですが。

そこで、今回の事案につき調査はどのように行われたのかと考えるわけです。そのことは責任が、先ほど上程がっておりますけど、言われたようなくらのもので済むのかということにも関わります。

それで、調査はどのようなチームで担当したんですか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

調査につきましてですが、令和6年2月初旬に、私ども特産品振興・ふるさと応援課が筑前茜染協議会の令和5年度の決算の準備を行いましたところ、領収書等の不備が発見されました。その不備について確認をしましたところ、令和4年8月2日から令和6年2月2日までの間における10件、452万5940円の疑義のある現金引き出しが判明したところでございます。このうち190万9370円につきましては、請求書記載の金額とは異なっておりますが、請求事業者への支払いが確認できております。2月26日に、元職員に確認をしたところ、10件の不正な引き出しについて認め、翌日2月27日に、元職員から自宅に保管していたと主張する

170万6520円の返金がなされました。引き続き、残りの使途が不明となっているものについての調査を継続しまして、3月18日に、元職員から協議会の活動のために別業者に支払ったと主張しておりました91万5000円の返金がなされ、これにより全額返金となっているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、調査を行ったのは、どこということになりますか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

担当部署で調査しまして、その結果が人事課のほうに報告がございまして、その事実関係を確認いたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ということは、先ほどから言っている事務局3人を含んだところでの調査ということなんですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

事務局職員の1人と担当部長の2人で調査をされております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

事務局3人ですから、当事者が1人いるわけでしょう。残る2人の事務局員と部長で、当事者から話を聞いたという形ですか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

調査の方法はどのように行ったんですか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

調査の方法につきましては、先ほどと重複するところもございしますが、まず、領収書の不備等がございましたので、過去に遡って書類の不備がないかというものを確認したところでございます。また、金額が大きなものについては、支払いをするべき相手先のほうにも確認をいたしましたところ、請求額と実際に引き出した金額に差異が生じていたと。そういったところを全て、まず、書類の分から調査を行いまして、その後、本人からこの件についての確認ということで、聞き取りを行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

考えてみると、市長のつくった事務分掌に従ってその任に当たったわけでしょう。団体の事務局に行きました。だから、市職員を市役所がチェックするのは当然だと思います。ただ、このメンバーであるかというのはありますよね。どうしてこのメンバーでやることになったんですか。

○議長 (江口 徹)

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長 (瓜生敦之)

茜染協議会の事務局も担っているところでございますが、まず、特産品振興・ふるさと応援課として、課内での事務について一度改める必要があるということで着手したところでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

そうすると、内部検証的なところにまで行っているという感じですか。身内の調査というふうには言うじゃないですか。身内の調査という感じですか。

○議長 (江口 徹)

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長 (瓜生敦之)

まず、疑義のある領収書の不備、そういったところの確認を行うために必要な書類の整理、ここから始める必要がございますので、担当課として、そこを責任持って、まず、整理することから始めたところでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

これは、市長が事務分掌で配置した職員の不祥事を、同じく配置した者で調査したということで、調査で言えば緒に就いたというか、一つの側面ですよ。これにきちんとした視点でチェックする、検証する担当というのは、他にないんですか。

○議長 (江口 徹)

人事課長。

○人事課長 (落合幸司)

担当部署が調査した結果につきまして報告を受け、人事課のほうで、その内容の確認をいたしました。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それはまだ、内部のというか、身内の調査の域を出ていないですね。

もう一つ言うと、私がこの件で、調査が不徹底だ、市長が責任を果たしていないと感じるのは、補助金の関係なんです。この団体は補助金がなければ活動できない団体でしょう、市からの補助金。ほかに市の補助金以外の収入はあるんですか。

○議長 (江口 徹)

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長 (瓜生敦之)

収入の主なもの補助金でございますが、それ以外にも、入会されたときに支払っていただく会費、それから寄附金、前年度の繰越金等がございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

自主財源と言うか分かりませんが、それは幾らありますか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

令和4年度の決算の数字でございますが、収入が318万5017円。この内訳で、補助金として297万5千円、会費4千円、寄附金10万円、利子11円、前年度繰越金7万7006円となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市役所が補助金を出さなければ成り立たない団体ですよ。補助金の決裁をするのも担当課であり、経済部長であり、副市長であり、市長でしょう。決裁権を持っているわけでしょう。そこが団体の事務局に入って、お金を扱うわけでしょう。扱っているお金というのは補助金でしょう。どうやって監査するんですか。

だから、補助金が横領された。市の税金を横領されたのとあまり変わらないわけですよ。こうした場合は、補助金交付に責任を持つメンバーで調査するだけでいいのでしょうか。その辺は、市長の処分とは言わなかったけれども、責任を明らかにするという点では、そういう調査で市長の責任、副市長の責任を明らかにできたと感じますか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

これまでも、不祥事であったり、事案があった場合につきましては、今のような体制での調査とさせていただいております。そこに疑問を感じておりませんでした。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この議案の説明の中に、各種団体等現金（公金外）と書いているけれども、今言ったように、市長自身がよく分かっていると思いますよ。これは税金の塊なんです。そもそも、領収書の偽造などがあって、450万円ぐらい、10回ぐらい、おかしい引き出しがあると言うんだけど、この団体に450万円も引き出すような預金残高が確認できたんですか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

残高が不足していたとか、そういった状況にはなってはおりませんでした。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補助金以外のお金が団体の通帳に入っていたんではないですか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

協議会の会費以外のお金で入っているものはございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それはにわかに信用できないわけです。補助金の額及び目的を考えれば、不正に、不規則に450万円も引き出せるようなお金があると思われたいわけですが、全部行き先が決まっているのに。一つだけ、450万円程度のもはあります。しかし、それも、それだけを抜くというようなことは不可能だと思うんです。だから、どうしても、450万円引き出そうとすると、残高不足を感じるわけだけど、それが残高不足にならずに引き出せたというのであれば、この通帳の中に補助金、あるいは先ほど言われた自主財源以外のお金が入っていたのではないかと臆測するわけですが。これは補助金を交付するのに、判こをずっと押した市の職員、幹部による調査だけでは、真相は分からない面があるのではないかと思うわけです。

そこで、市長の責任について言えば、市長は、ご自身か、あるいは指示をして、この団体の幹部と会って事情を聞いたか。市長の責任の問題として言っているんですよ、お尋ねします。

○議長 (江口 徹)

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長 (瓜生敦之)

今回の事案発覚後、調査を行いまして、その結果、内容につきまして、藤江副市長と経済部長のほうで報告のほうには伺っております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

誰のところに行ったんですか。

○議長 (江口 徹)

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長 (瓜生敦之)

申し訳ございませんでした。筑前茜染協議会会長のところに報告に伺っております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それは元教育長の森本精造さんですか。

○議長 (江口 徹)

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長 (瓜生敦之)

そのとおりでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それは、団体としての市の調査を報告に行っただけなんですか。

○議長 (江口 徹)

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長 (瓜生敦之)

そのとおりでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

おかしくないですか。預金通帳の名義は会長名義でしょう。その会長の銀行印が使われたんで

はないのですか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

出納の管理につきましては協議会で作成いたしました通帳から、今言われるとおりの会長の届出印、こちらを使いましてお金の出し入れのほうは行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

彼の名前の銀行印というのは、市役所の、この本庁の中にあつたということなんでしょう。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

お金の管理につきましては、事務局のほうに任せていただいておりますので、私のほうで管理をいたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

だから、この件についてはよく考えてくださいよ。報告に行くような立場なんですか。また、会長は報告を聞く立場なんですか。飯塚市は会長であり、そして規則に基づいて会計を統括するわけでしょう。そこで横領事件の疑いがあつたということであれば、調査の対象ではないんですか。市長、どう思いますか、この報告という行為は。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

今回の事案につきまして調査をしているところで、元職員、当該職員でございますが、協議会の意思決定はなかったが、筑前茜染の振興を一地域にだけでなく、市全体に拡大させたいという元職員自身の思いがございまして、市内のイベント等で周知活動を実施する際に、必要な物品等を協議会の意思決定を求めなくても、元職員自身が必要だと思う物をすぐに購入できるよう、言い換えると、使い勝手をよくするために現金を手元に準備したという主張がございまして。それから、協議会の監査におきまして、領収書の添付漏れを指摘されるという、監査が機能している状況を考えまして、協議会は本事案との関連性はないと判断しまして、調査は必要ないと考えたところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長と副市長の責任を問う議案なんですけれども、真相究明についてはやる気が見えなかったです、今のは。これは、公金外というふうに皆さん先ほどから言って、議案でもそうなっているんだけど、税金の塊ではないですか。補助金の塊でしょう。それが行った先で、市の職員の手によるけれども、団体としてそういった事態が起こっているんだから、報告ではなくて、会長に対して調査をするということではないかと思うわけです。今の人事課長の答弁からも、もうここで線を引いていると。事情をつけて、会長は調査しないと、対象から外すと。

それでは、監事から事情を聞きましたか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

令和4年度の監事の方からは、監査の確認をしていただく際に、書類を持参した際に領収書等の不備があるというご指摘のほうを受けております。その際に、ただの添付漏れではないかというところを思っていたみたいで、最終的には、そこでちゃんと領収書の添付をしておくよというということで、監査のほうをしていただいております。その後、事務処理を全く行っていなかったことで、まず、4年度の監査の時点で、書類の不備があるまま決算を通してしまったという状況がありましたもので、4年度の時点で気がつくことができなかったというところを、監査の方も自分のほうでも詰めが甘かったということはおっしゃられておりました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員に申し上げます。質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないとされております。また、質疑についても長時間にわたっておりますので、その点、そろそろまとめられていただきますようお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それで、団体としての内部調査、自己点検というのは求めなかったんですか、部長と副市長で行かれたそうですけど。また、そのように求めよという武井市長の指示はなかったんですか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

今回の事案に関しましては、元職員のほうが自分のほうで現金を持ち帰っていることを認めている事案でございます。お金の出し入れについては、私ども事務局を預かっている特産品振興・ふるさと応援課内で、通帳、印鑑の管理もさせていただいておりますので、協議会の会長をはじめ役員の皆様方には、お金の出し入れについて、そこを知る状況というものは当然ございませんでしたので、まず、元職員が自分がやっていると認めていることから始まっておりますので、報告という形をとらせていただいております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この行為が、今の話で言えば、個人的にギャンブルに使ったとか、遊興に使ったとかいうことではないようではないですか。むしろ、茜染の販路とかを、自分の手元で、決裁がなくても頑張りたいというような思いがあったというようなお話でしょう。これが、もし、会長の指示するところ、あるいは会長の容認するところ、あるいは薄々は気がついていけども、成績が上がっているから容認している。こうしたことであつたらどうなるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

川上議員、臆測での発言はおやめください。

○11番（川上直喜）

だから、そのことを調査しなければならなかったのではないと思うわけですよ。指示や容認、放任はなかったかと聞いて、初めて市長の責任がどの程度かということが浮かんでくるのではないですか。そして、規則ではどうなっていますか、会長の権限。会長は、副会長から、委員から、監事まで指名するんですよ。そして会計を統括するんですよ。この団体の会則では、絶大な権限を持っているんですよ。それは年間の補助金だけではないんですよ。これは市役所が補助金をずっと出し続ける団体でしょう。今年は2千万円かもしれない。去年は500万円かもしれないけど。

○議長（江口 徹）

川上議員、簡明にお願いいたします。

○11番（川上直喜）

このように、市長の指示が的確ではないために調査が途中で止まっている。そして、各種団体の事務局を本市の担当課が担ったりし、そして、市職員がお金を扱わなければならない。

意欲があればあるほどと言うのはおかしいかもしれないけども、そのお金を使って、融通の効くお金にして仕事をしたいというようなことというのは、今後とも起こる可能性がありますよね。今このような体制になっているところについて、調査はしましたか。同じような状況になっているところはどこがありますか。調査責任は市長にあったと思います。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

各種団体等現金（公金外）に係る調査につきましては、指示を受け、全市的に実施いたしました。調査内容としましては、本市が、現在、取り扱っているそういった現金がどのくらいあり、その経理において、本市が定めている各種団体等現金（公金外）事務取扱要領にのっとった事務処理ができていくかという内容でございます。

調査結果としましては、経理を取り扱っている団体が132団体でございました。このうち、事務取扱要領にある12項目について、全て実施できているものが32団体の会計処理、一部実施できていないものが100団体の会計処理という状況でございました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員に申し上げます。質疑が長時間に及んでおりますので、付託される委員会への審査要望としてまとめていただきますようお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長の責任、また副市長の責任につき、幾つかの角度から申し上げてきましたけども、答弁の状況から言えば、真剣な自らへの戒めだとか、責任とかいうのは伺えない。

それで、これはどこに行くんですか、総務委員会か。総務委員会については、ぜひ、市長の責任を、別の角度もあろうと思うけれども、審査するとともに、132団体と言いましたけど、このシステムを全廃する。そのことを市長の責任としてもらえるような審査をお願いしたいと思います。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。「議案第56号」から「議案第59号」までの4件については、いずれも質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします。

「議案第60号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第60号 土地の取得（筑穂地域工業団地造成用地）」につき質問いたします。

まず、日鉄鉱業株式会社との協議の経過についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

これまでの経過につきましては、企業誘致用地が不足していることから、令和元年8月の市議

会経済建設委員会に、民有地を含め工場等の立地に適する用地の情報を幅広く収集するなど、事務を進める旨をご報告いたしまして、同年9月に日鉄鉱業株式会社から土地管理を受託している新和商事株式会社に企業誘致用地としての活用について協議を依頼しましたが、使用中であることから、活用は不可との回答を受けました。

その後、令和3年11月に新和商事株式会社より、令和4年度に当該地の活用方針を検討するとの回答を受け、令和4年4月に開催した市企業誘致推進会議において、当該地を企業誘致用地として活用するため、日鉄鉱業株式会社と協議を行う方針を決定し、同年5月に日鉄鉱業株式会社本社を訪問し、協議開始について双方で了解いたしました。

令和5年度に入りまして、地盤調査を実施し、調査結果から企業誘致適地として活用が可能と判断し、令和6年第1回市議会に当初予算案を上程し、工業団地造成事業費のご議決をいただきました。

令和6年度に入りまして、5月に日鉄鉱業株式会社と不動産売買仮契約書を締結し、本市議会において土地取得議案を上程したところでございます。

また、自治会連合会筑穂支部につきましても、適宜、定例会に出席の上、報告しながら進めているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日鉄鉱業株式会社及び新和商事、会社の概要を伺います。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

日鉄鉱業株式会社の法人の履歴事項全部証明書によりましてご説明いたします。日鉄鉱業株式会社、本店は東京都千代田区丸の内二丁目3番2号、会社設立の年月日は昭和14年5月20日、目的としましては、鉱業、土石採取業ほか22の目的の事業が記載されております。資本金の額につきましては、41億7615万9750円となっております。代表取締役は森川玲一氏となっております。

なお、新和商事株式会社につきましては、今回の土地の管理会社ということになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

地元協議等の関係でいえば、地元の自治会連合会に、適宜、報告しておるということでしたけれども、周辺住民の皆さんとの間柄の協議はどうですか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

現在、地元につきましては、先ほどありましたが、自治会連合会筑穂支部定例会のほうで説明をしております。地元の説明会については、今のところはまだ行ってない状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

契約金額の根拠についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

当該地につきましては、令和5年2月に不動産鑑定評価を実施しております。日鉄鉱業株式会社からは、令和4年8月に売買価格の提示がありまして、提示額が不動産鑑定評価額を下回っておりますことを確認するとともに、提示額の根拠の説明を受けまして、提示額を売買価格としまして、令和4年10月17日の市企業誘致推進会議の審議を経て決定しております。この額から鉱害賠償額を差し引いた1億9450万円が契約金額となっております。

なお、鉱害賠償額につきましては、日鉄鉱業株式会社と秘密保持を確約した上で、浅所陥没の可能性が低い非影響区域が敷地全体の約65%であることを確認しつつ、賠償額の根拠につきまして、日鉄鉱業株式会社より独自の積算方法を採用しているとの説明を受けているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

契約金額は1億9450万円ですが、鉱害賠償登録の関係で1億6500万円ということですか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしますと、日鉄鉱業が市に提示した額というのは3億5950万円ということで確認できますか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

そのとおりでございます。3億5950万円となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしますと、この金額が鑑定より下回っているということで、市としてはそのままのんだということを言われましたね。間違っていないですか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

提示額が不動産鑑定評価額を下回っておりますことを確認するとともに、提示額の根拠の説明を受けて、提示額を売買価格としているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしましたら、市が押さえている評価額は幾らなんですか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

鑑定額ということでお答えさせていただきたいと思います。鑑定額につきましては、3億

7836万9千円となっております。平米当たりになりますと、1500円の単価となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この鑑定はどこに依頼したんですか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

北九州市小倉北区浅野一丁目1番1号でございます大川不動産鑑定事務所となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは入札ですか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

入札でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どういう競争がありましたか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

入札業者は、先ほどの大川不動産鑑定事務所を含めまして3者の入札となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはホームページで公表していますか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

公表しているかどうかを確認できておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

仕方がないので、ここで言ってください。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時32分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

令和5年1月27日執行で、業務名は企業誘致適地候補地（馬敷28-1他4筆）鑑定評価業務ということで、大川不動産鑑定事務所、85万1千円、株式会社孝栄設計コンサルタント、86万5千円、大和不動産鑑定株式会社九州支社、88万2千円ということで、大川不動産鑑定事務所が決定となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

1万円、2万円くらいの競争だったんですね。

それで、日鉄が示した3億5950万円の提示額の根拠説明を聞いたということですが、内容を伺います。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室長。

○経済政策推進室長（早野直大）

提示額につきましては非公開ということで答弁のほうを差し控えさせていただきますが、日鉄鉱業株式会社からは、会社の帳簿に記載する保有資産の評価額、いわゆる簿価の範囲内であることを確認いたしております。私どもはその説明を受け、本件売買に伴う売主の利益は売買価格に計上していない。そういったところも理解をいたしながら、事務を進めていたところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは、日鉄鉱業のほうか、この情報については部外秘でお願いしますと、向こうのほうから言っているわけですか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

鑑定の3億7千万円余を、あなたたちが情報を得たのと、それから日鉄鉱業から3億5千万円余の額を提示されたのは、どちらが先ですか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

日鉄鉱業株式会社からの提示が先になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どちらかの数字がお互いに共有されるという場面はないんですか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

一切ございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは何によって証明されますか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

私と室長のほうで対応しております。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室長。

○経済政策推進室長（早野直大）

本件事務につきましては、私と企業誘致担当主幹のほうで対応しておりますが、一切、売買金額、その他金額に関わる部分について、双方にお話をしたことはございません。そういったことで、双方は知り得ないという認識を持っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2人を信用してくれということなんですね。

市役所の中で、この鑑定額を知り得る立場にあるのはどういう方々ですか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

決裁権者として、私、主幹までとなっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、経済部長、副市长、市長は、この数字は知らない立場なんですか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

私までしか知りません。ただ、その後の企業誘致推進会議において、市長、副市长出席の下、その中で報告をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長まで知っているわけですね。そうすると、これが情報が共有されていないという確信は、信用してくれということだけですね。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室長。

○経済政策推進室長（早野直大）

知り得る状況ではなかったというところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

自信があるんだったら、大きい声ですばっと答えたほうがいいと思いますよ。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室長。

○経済政策推進室長（早野直大）

知り得る状況ではなかったというふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

だから、市長以下主幹までみんな市役所内部では共有していたと。それが外に出たということはないでしょうということをおっしゃっているのでしょうか。ちょっと確認してください。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室長。

○経済政策推進室長（早野直大）

外には情報のほうは出ていないというふうに認識もしていますし、確信もしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今後のスケジュールをお尋ねします。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

令和6年度のスケジュールといたしましては、当議案のご議決をいただきましたら、当市への所有権移転登記を行います。その後、来年7月末までを予定しております基本設計業務を実施する予定としており、現在、準備を進めているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日鉄が示した価格、それは秘密ですということになっているけど、取得面積約25ヘクタールのうち約9ヘクタールは、公害の関係で用地造成が分譲工業用地としては難しいですよという説明がありましたね。それとの関係で、このスケジュールはどうなるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

特に、その関係でということはありませんけれども、先ほどと重複いたしますけれども、所有権移転後、来年7月末までの基本設計業務を進めていく予定としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

だから16ヘクタールだけを基本設計の対象にするのか、日鉄が無理でしょうと言っているという意味と思うけど、9ヘクタールを含めて基本設計してしまうのかによって、今後の税金の投入が変わってくるでしょう。その基本設計のスケジュールに影響があるのではないかと思ったわけです。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室長。

○経済政策推進室長（早野直大）

ご指摘の浅所陥没のエリアにつきまして、敷地全体で緑地帯が20%以上必要になるというところもございますので、そういったところも含めまして、工業団地としての活用というのは検討してまいりたいと考えております。そういった意味におきましては、設計につきましては、敷地全体につきまして設計を行いながら、ただ、設計の内容の中で、どこまで浅所陥没エリアを有効に活用できるかというところは検討していきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

無理な基本設計を要求しないように。鯉田工業団地のときに、九州大学の当時の江崎哲郎先生に相談して、その環境を生かした図面が出てきたのに、出来上がったらあれでしょう。とんでもないお金を投入しているわけです。そういうことが起こらないようにという心配をして、この基本設計について思ったんだけど、活用計画はどういうふうに考えていますか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

当該地の活用計画につきましては、来年7月末までを予定しております基本設計業務の中で、施設計画、配置計画、造成計画、道路設計及び防災設計等を行ってまいりたいと考えております。また、造成工事費の負担軽減と速やかな工場開設の観点から、敷地の一部につきましては現状有姿で売却したいと考えており、土地譲渡議案をご議決いただきましたら、具体的な誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

令和10年度の工業団地の開設、その後の工場等の誘致により働く場所をつくり、JR筑前大分駅との良好なアクセスや八木山バイパスの4車線化を見据え、地元自治会との意見交換などを図りつつ、住む場所として筑穂地域、ひいてはJR鉄道駅沿線エリアを選んでいただけるよう、そのような視点も持って企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

防災安全対策については、どのようにお考えですか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

当該地の防災安全対策についてですが、先ほどと重複いたしますが、基本設計業務の中で、防災設計を行い、工事施工に伴い必要となる防災施設について立案し、防災計画図を立てるなどして万全を期し、周辺地域への環境に配慮しながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、工業団地として整備する工事期間につきましては、工事施工者による地元説明、企業誘致する際につきましては、企業による工場立地の地元説明及び努力義務ではございますけれども、当市との環境保全協定書の締結などにより、周辺環境等について十分に注意しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

半導体などPFOA、PFOSに関わる企業は誘致の対象外とするか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

現在、製造及び輸入が禁止されているという状況の中で、PFOA及びPFOSは自然界にも存在しておりますことから、企業誘致の際には、企業に確認を行うなどして対応してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

不動産売買仮契約書については、付託先、経済建設委員会で資料を提出してもらって、しっかり審査していただきたいと思います。これは審査要望ですけれども、取りあえず今日は仮契約書の要点を伺いたいと思います。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

仮契約書につきましては、令和6年5月に日鉄鉱業株式会社と締結しております。主な要点についてご説明いたします。仮契約書の第2条、代金につきましては、売買代金から鉱害予定賠償金を差し引いた1億9450万円を支払うものとしております。第3条、鉱害賠償では、鉱業法第114条第2項の規定に基づき、鉱害賠償登録を行うことに同意し、1億6500万円を支払ったものとするものです。第4条、売買物件の引渡し及び所有権の移転では、本議案が市議会の議決を経て、本契約の効力を生じることとなっております。第8条、契約不適合責任、第1項では、日鉄鉱業株式会社は本市に対し、「売買物件がその種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合には、民法の規定に従って責任を負うものとする。ただし、売買物件の鉱害に係る瑕疵（土壌、浅所陥没、地中障害物等を含むがこれらに限られない）または起因する一切の損害については、鉱害予定賠償金が支払われておりその限りではない。」とするものです。以上が、この仮契約に関する主な要点となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしますと、損害賠償請求権は第3条ないし第6条で、本市は放棄するという事なんでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

鉱業法第109条の規定によりまして、当該鉱区の鉱業権者が、その損害を賠償する責に任ずるとされています。飯塚市は鉱業法第114条第1項の規定に基づき、鉱害賠償額であります予定する賠償額以上の相当程度の損害が発生した場合は、同社に当該損害を請求するとともに、鉱害以外の損害については、仮契約書の第8条、契約不適合責任に規定しておりますが、民法の契約不適合責任を適用し、損害賠償請求等を行うことができるものと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしますと、本市としては、日鉄から情報が出ている9ヘクタールの所で造成を行い、分譲を仮に行えば、不利益になるということですか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

鉱害賠償登録につきましては敷地全体が登録されるものとなっております。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第61号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第61号 土地の取得（鯉田地区遊水池用地）」につきお尋ねします。

まず、遊水池ということなんですけれども、鯉田地域の水害対策における役割についてお尋ねをします。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

飯塚市防災（浸水）対策基本計画を基に、鯉田井手ノ上地区において、平成24年度から、水路拡幅工事を地域住民と合意形成を図りながら施工を進めてまいりました。しかし、上流域の工事区間には住居が隣接しており、拡幅工事が困難な場所等があることや、地元調整が難航していることから一旦中断し、令和元年度から令和2年度にかけて、水理検討及び調整池を含む計画の再検討、実施計画を行っております。

新設遊水池が整備されれば、下流域のさらなる浸水の軽減や、上流域では下流域の水路の水位低下が見込まれることから、浸水軽減が図られると考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

遊水池の予定の場所は、鯉田工業団地の、これは東側なのか、蛭子町の辺りですね。現在は三菱の土地だけでも、水田が広がっているということだと思います。それで、大雨のたびにここがつかってきたというのも目撃してきております。地元の方も悩んできたところだと思います。それで、その場所を遊水池にするという選定をしているんですけども、これはどういう事情でしょうか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

遊水池の設置箇所の選定につきましては、水路沿線に位置し、下流域や居住地への影響が少ない場所を選定基準として検討し、当該地は上流域の流水が集中していることや遊休地が多く、比較的、土地取得がしやすい法人所有地であったことから、候補地に決定しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この地域の水害対策全体の中で、この遊水池はどういう位置を占めるか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

現在、10年確率の降雨で床上浸水の防除を目標に整備を進めておりますが、新設遊水池を含む上流域の面積は177.2ヘクタールあり、この流域における下流への流出量を調整施設により抑制することで、浸水被害の軽減を図るものです。

流域内の流出抑制施設としましては、既存の鯉田工業団地と現栗尾工業団地の調整池が受け持つ流域30ヘクタール。また、今後、地元農区と協議、承諾は必要ではございますが、既存のため池、黒切ため池、上坂上、上坂下、本坂ため池の水位を事前に下げ、調整機能を持たすことで、調整が可能な流域として約55ヘクタールございます。さらに、上流域にある未開発地36.

5ヘクタールにおいては、今後、開発等を行う際には、調整池等の施設について協議してまいります。

これらの流域における流出抑制を踏まえますと、今回設置する遊水池は、流域面積177.2ヘクタールのうち約56ヘクタール、調整容量としまして1万3320立方メートルを整備することで、この地区全体の10年確率での浸水対策が可能となる計画となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今後のスケジュールをお尋ねします。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

契約議案の承認をいただきましたら、令和6年度においては、2工区の工事発注を計画しており、10月には工事契約が締結できるよう準備を進めてまいります。その後、令和7年度につきましては、令和6年度の工事発注及び進捗状況等にもよりますが、随時工事発注を行い、令和8年度供用開始を目指しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この間、相手方、UBE三菱セメントほか個人4人、おられると思いますけども、特に、UBE三菱セメントとの協議の経過をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

UBE三菱セメント株式会社との協議について時系列でお答えさせていただきます。UBE三菱セメント株式会社は、令和4年4月に会社分割し、土地の所有者は、UBE三菱セメントで、以前より、不動産の管理につきましては、株式会社マテリアル九州が行っておりますことから、株式会社マテリアル九州と交渉を行っております。

まず、令和3年1月に実施計画においてUBE三菱セメント株式会社の用地が、調節池建設箇所の候補に挙がっており、今後、測量、ボーリング調査をさせていただきたいことを伝え、浸水対策事業には協力していきたいとの返事をいただいております。

次に、令和4年7月27日には、用地買収について今後のスケジュールの説明を行っております。令和5年4月21日、個人の相続関係に時間を要しているため、今後の契約についてのスケジュールが変更となることを説明しております。令和6年5月7日仮契約を締結しております。企業のほうとしましては、以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次に、このUBE三菱セメント、三菱マテリアルということで、随分、飯塚市は関わりが深かったんだけど、この会社、概要をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

UBE三菱セメント株式会社、こちら本社所在地、東京都千代田区内幸町二丁目1番1号、代表取締役社長 小山真人、設立は2011年4月、資本金502億5千万円、以上となっております。

ます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

契約金額のうちUBE三菱セメントに関わるものについて、根拠をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

土地の価格につきましては、土地鑑定評価による土地の評価額を基に、土地の形状など諸条件を考慮して算定された価格を、令和4年度第8回飯塚市財産管理審議会での審議を経て決定しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

鑑定はどのようになされましたか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

飯塚市に指名願が提出された3者から見積りを徴収し、最も安価な1者に鑑定を依頼しております。会社名は株式会社鑑定ソリュート福岡、代表取締役 廣原浩一、住所は福岡市博多区になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

入札はしなかったんですね、見積りだけで。指名したのは幾らですか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

契約金額は81万6200円になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

入札しなかった理由は。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

予算のほうに鑑定手数料ということになっておりましたので、3者見積りでさせていただいております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

鑑定手数料。

それでは、土地売買仮契約書の内容についてお尋ねしたいんですけども、お願いします。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

まず、契約の相手方はということで、会社名、UBE三菱セメント株式会社になっております。本件は、UBE三菱セメント株式会社が所有しておる土地でございますが、三菱鉱業セメント株式会社及び三菱石炭鉱業株式会社が石炭採掘を目的として鉱業権を設定した土地であり、その権利義務を継承した株式会社三菱マテリアルが別途締結する覚書により、鉱業賠償費を支払っていただくような契約の内容となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

経済建設委員会で、この土地売買仮契約書、UBE三菱セメント株式会社につき、資料を提出してもらって、各号にわたり、審査してもらうように要望したいと思います。

今日は私のほうから、第2条の使用目的においては、「乙は」とありますので、飯塚市は、本件土地を鯉田地区遊水池新設事業の用に供するために使用し、他の目的には使用しないと書いてあるわけですね。ということは、遊水池以外に転用することはしないし、認めないということなんでしょうか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それで、この中に鉱害賠償の規定が見当たらないわけですけども、どういう事情でしょうか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

先ほどもちょっと説明させていただきましたが、本件はUBE三菱セメント株式会社が所有している土地であります。三菱鉱業セメント株式会社、三菱石炭鉱業株式会社が石炭採掘を目的として、鉱業権を設定した土地であり、その権利義務を継承した株式会社三菱マテリアルが別途締結する覚書により、鉱害賠償額を支払っていただく旨の覚書を別途取り交わしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは、この覚書も付託先の経済建設委員会で資料を提出してもらって、十分審査してもらいたいんですけども、その覚書の主な内容を説明していただけますか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

三菱マテリアル株式会社と飯塚市とは、2024年5月7日をもって、UBE三菱セメント株式会社間にて締結の不動産売買仮契約に付帯して、次のとおり覚書を取り交わしております。

甲は三菱マテリアルになりますが、飯塚市に対し、本件土地は甲が権利義務を継承した三菱鉱業セメント株式会社及び三菱石炭鉱業株式会社の石炭採掘を目的として鉱業権を設定した土地で、石炭採掘により、第2条に記載の損害が発生する可能性があることを告知するというので、覚書を取り交わしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

鉱業法第109条、もう石炭採掘はしていませんので、最終鉱業権者である三菱マテリアルが、将来にわたり、法が規定するような損害が生じたときは、単独か共同で責任を負うということになっております。ところが、この三菱マテリアルと本市がこのような形で覚書を結んで、第2条において、鉱害賠償不請求とあり、第1項があり、第2項で、乙、つまり本市、飯塚市は、鉱業法その他の法律により、甲、つまり三菱マテリアルに、連帯債務が生じることがあっても、甲に対しその賠償を一切請求しないとあるわけです。

これは、鉱業法第109条との関係でいうと、本来、法に基づいて責任を負わなければならない三菱マテリアルの負担を、自動的に飯塚市が未来に向かって負いますよという約束をする覚書になっていると思いますけど、この覚書の効力は、いつまでとか書いていないんですけど、未来永劫ですか。

○議長 (江口 徹)

農業土木課長。

○農業土木課長 (田中勝之)

期日については記載のほうはありません。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

ないんですよ。だからこれは未来永劫ということになりますね。

それで、最後ですけれども、UBE三菱セメント株式会社との土地売買仮契約書は本年5月7日の調印です。覚書の三菱マテリアル株式会社との覚書も同日なんですよ。これはどこで調印したんですか。

○議長 (江口 徹)

農業土木課長。

○農業土木課長 (田中勝之)

調印のほうは、それぞれ郵送でやっております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

先ほど、日鉄鉱業株式会社と仮契約書の調印のことを聞いたんですけど、これがまた5月7日付なんですよ。いろんな情報は市長まで知ることになるのは当たり前だけど、情報が共有されていない中で、この鯉田のほうの仮契約書と覚書の調印日が一緒、日鉄鉱業との仮契約書の調印日も同じ5月7日ということについて、何か因果関係があるかないかについて、これについては経済建設委員会で詳細に審査していただきたいと思います。終わります。

○議長 (江口 徹)

質疑を終結いたします。

「議案第62号」から「議案第66号」までの5件については、いずれも質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします。

「議案第67号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

「議案第67号 専決処分承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」につき質問いたします。

まず、わがまち特例について、どういうものか、お尋ねします。

○議長 (江口 徹)

税務課長。

○税務課長（松本日出登）

わがまち特例につきましては、地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」と言いまして、地方団体の自主性・自立性を高めるとともに、税制を通じて、これまで以上に地方公共団体が、地域の実情に対応した政策が展開できるようにするという観点から、国が一律で定めていた内容を、地方公共団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みとして、平成24年度より導入されたものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

特定バイオマス発電設備の特例割合の設定について、どういう仕組み、どういう考えか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（松本日出登）

今回の条例改正議案につきましては、地方税法の改正に伴う参照条項のずれなどの対応をしております。質問議員が言われます、バイオマス発電設備については、以前から特例措置があり、一定のバイオマス発電設備において、わがまち特例の割合を定める規定が新設されております。発電出力が1万キロワット以上、2万キロワット未満の設備のうち、一般木質や農作物の収穫後の残渣物を原料として発電する設備に対し、軽減率を国が示す参酌どおりに、7分の6として改正しております。軽減率は、現行の3分の2から縮小となり、適用期限については、令和8年3月31日までの2年間延長となっております。

なお、特例措置期間は、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分に限りま

す。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この特定バイオマス発電設備なんですけれども、カーボンニュートラルに資するという考え方

のものでしょうか。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（松本日出登）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

木質の場合は、それを燃やすわけですから、CO₂が発生すると思うんですよね。その考え方はどうでしょう。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（松本日出登）

税務課のほうでは分かりかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長に聞くしかありませんけど、市長、「カーボンニュートラル」とは何ですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

カーボンニュートラルについてお答えいたします。植物は燃やすとCO₂を排出いたしますが、成長過程では光合成により大気中のCO₂を吸収いたしますので、排出と吸収によるCO₂のプラスマイナスはゼロになります。そのような炭素循環の考え方のことをカーボンニュートラルと言います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

大変重要なことだと思うけども、この特定バイオマス発電の場合、木質の場合、資するのかどうか、検討する必要があるのではないかと思います。

それで、現在、特定バイオマス発電設備の事業について、本市と協議をしている事業者がありますか。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（松本日出登）

税務課のほうでは事業者のほうとは協議しておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ほかの担当で、これは専決で4月1日施行なんでしょう。協議に来ていてもおかしくないと思ったので聞くんだけど、あっていませんか。そこで首をこうひねっても駄目だよ。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（松本日出登）

今回の分につきましては、地方税法が改正されたことに伴いまして、飯塚市の市税条例を改正しているものでございます。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

環境整備課のほうにもそのような相談はあっておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長から何か指示が出ておりますか。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（松本日出登）

税務課のほうでは、特段指示は受けておりません。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第68号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第68号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」につき質問いたします。

まず、賦課限度額の引上げについて、どういう考え方が伺えます。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

地方税法施行令の一部改正に伴い条例改正を行うものです。今回の改正のポイントとしては、高所得者の負担を拡大するとともに、低所得者の負担軽減を拡大し、全体のバランスを取ったものになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国の言う高所得者というのは、どの範囲を言っているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

特に規定というものはございませんが、今回の引上げの対象となる世帯としては、国のほうでは単身世帯の1100万円ぐらいの収入がある世帯が対象となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

引上げを2万円とした根拠が分かりますか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

国が推計する後期高齢者支援金分の限度額超過世帯、こちらのほうが令和5年度から令和6年度を比較すると大幅に増えるため、令和6年度も同じ割合の世帯に該当するよう、2万円が設定されているものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

賦課限度額のことでは、後期高齢者支援金分だけでないものがあって、この賦課限度額を合わせると大変な額になっていくだろうと思うんです。その数字が分かりますか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

国民健康保険税の賦課限度額ですけど、令和5年度までで全てを合わせると104万円となっております。令和6年度では、これにさらに2万円を足しますので106万円になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど想定されている高額所得者に巻き込まれる形で、営業も厳しい、暮らしも厳しいという水準の方たちが賦課限度額まで連れて行かれるということになって、この物価高騰の中で大変という事態が起きかねないと思うんです。

それで、この後期高齢者支援金分につき質問しますけれども、賦課限度額引上げの推移をお尋

ねします。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

後期高齢者支援金分につきましては、後期高齢者医療が創設された平成20年度から設定され、21年度までが12万円、22年度が13万円、23年度から25年度までが14万円、26年度が16万円、27年度が17万円、28年度から令和3年度までが19万円、令和4年度が20万円、令和5年度が22万円、令和6年度で24万円となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2倍になっているんだけど、本市の国民健康保険特別会計の影響額はどうでしょうか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

今回の限度額の増による影響ですが、超過世帯が引上げ前の163世帯から130世帯へと33世帯減少します。影響額は約290万円の減となります。国保税としては298万円の増になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

一方で、本市の国民健康保険税の基準に関する考え方はどうなっていましたか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

国保税の税率につきましては、平成30年度に、それまでの賦課方式の4方式から3方式に変更し、以来、税率を据え置いております。税率に関しては、国保会計のシミュレーションを行い、基金の活用等を検討しながら安定的な国保財政が運営できるかを国保運営協議会にお示ししながら、答申をいただき、決定しているものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

据置きを決定しているんだけど、この賦課限度額の2万円引上げというのは、織り込み済みだったのか、それとも想定外のことなのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

国の動向の情報は昨年11月ぐらいからありましたが、まだ決定されたものではございませんでした。結果的に例年と同じ3月末に公布されたものでございます。想定外とは考えておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国民健康保険税据置きの市の考え方とは矛盾があるものを、この条例改正にのせてきたという事実はあるわけですね。

そこで、それによって、本市の後期高齢者にとってどんなよいことが期待されますか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

後期高齢者医療は福岡県では後期高齢者医療広域連合が行っておりますけど、この収入の中で、公費が50%、それから社会保険や国保等の被保険者が負担する後期高齢者支援金が40%、残りの10%が後期の保険料で構成されております。団塊の世代の後期加入増により、全体の医療費が増加していく中で、支援金の40%を確保しないと、結果的には被保険者の保険料の増を招くようなことになるのではないかと考えています。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今のは特によいことはないという答弁ですね、本市の高齢者にとって。にもかかわらず、専決で2万円上げるという判断を飯塚市はしたわけだけど、どういう考え方だったのでしょうか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

地方税法施行令等の一部を改正する政令が3月30日付公布、4月1日付施行でしたので、4月1日以降の事務に支障のないように専決を行ったものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは上げなくてもよい判断があったのでしょうか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

国のほうとしては、限度額という、これより上げてはいけないという額になりますが、今までその政令のとおり限度額を上げてきているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

もう国の言いなりに、無理しなくてもいいのに無理をして上げてきたということでしょうけど、低所得者への軽減措置を充実する。そして、賦課限度額は据え置いた場合、どういう影響があるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

軽減措置の影響ですけど、こちらのほうが5割軽減分が約163万円、2割軽減分が約20万円ですので、合わせて183万円の軽減の増となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

183万円ですね。

それで、本市特別会計の国保給付費等準備基金、残高の状況を伺います。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

こちらのほうは一般会計補正予算資料の8ページ、資料No. 6の基金状況表のほうに載っておりますけど、基金状況表では7億2773万4千円となっておりますが、令和5年度の取崩しが予算より少なく済んでおりますので、令和5年度末では約8億円と見込んでおります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和6年度末の見通しがありますか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

申し訳ありません。今の額が令和6年度末の見込みで、これが約8億円と見込まれております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「約」ではなくて、ちょっとその下も言えますか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

まだ決算見込みの状況でございますので、「約」をつけさせてもらっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。軽減措置を充実したとして、賦課限度額を据え置いた場合でも、183万円の影響額に対して、国保給付費等準備基金の残高は今年度末で約8億円見込みということですね。終わります。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

本案16件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

「議案第70号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（リース車両の損傷）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案の提案理由を説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。「議案第70号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（リース車両の損傷）」につきましては、リース車両の全損事故に伴う賃貸借契約の中途解約について損害賠償額が確定し、相手方に80万3880円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この事故のときの職員は1人だったんですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

1人でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

けがとかはなかったんですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

けがはございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

場所はどこですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

場所は飯塚市桑曲地内でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

谷に落ちたということなんですけど、どのぐらいの谷なんですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

正確には測量等はしておりませんが、目測でいうと7メートル程度だというふうに感じております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

再発防止に当たり、環境整備課だけではないと思うけど、どういう指示をしたり、手だてを取ったか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

毎回、職員が車で外出する際には、必ず安全運転をするように声掛けをするようにしております。また、朝礼の際には、公用車の運転について注意喚起を行っております。そのほか、今回の事故を受けまして、職場内で研修を追加で行ったところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その谷の底のほうに人がいたりとかいうことがなくてよかったと思うけど、職員の安全第一を強調して、身を守るというのをきちんとしたほうがいいと思います。終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本案は、議案付託一覧表のとおり、協働環境委員会に付託いたします。提出されております請願が1件あります。請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第7号」は総務委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時34分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	江口	徹	15番	永末	雄大
2番	兼本	芳雄	16番	土居	幸則
3番	深町	善文	17番	吉松	信之
4番	赤尾	嘉則	18番	吉田	健一
5番	光根	正宣	19番	田中	博文
6番	奥山	亮一	20番	鯉川	信二
7番	藤間	隆太	21番	城丸	秀高
8番	藤堂	彰	22番	秀村	長利
9番	佐藤	清和	23番	小幡	俊之
10番	田中	武春	24番	金子	加代
11番	川上	直喜	26番	瀬戸	元
12番	田中	英美	27番	坂平	末雄
13番	田中	裕二	28番	道祖	満
14番	石川	華子			

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 上野 恭裕

議事総務係長 安藤 良

書記 林 里美

議事調査係長 淵上 憲隆

書記 宮山 哲明

書記 奥 雄介

◎ 説明のため出席した者

市長 武井 政一

副市長 久世 賢治

副市長 藤江 美奈

教育長 桑原 昭佳

企業管理者 石田 慎二

総務部長 許斐 博史

行政経営部長 福田 憲一

市民協働部長 小川 敬一

市民環境部長 長尾 恵美子

経済部長 兼丸 義経

こども未来部長 林 利恵

福祉部長 東 剛史

都市建設部長 大井 慎二

教育部長 山田 哲史

市民協働部次長 内田 博茂

公営競技事業所長 松尾 修二

経済政策推進室長 早野 直大

都市建設部次長 中村 章

企業局次長 今仁 康

人事課長 落合 幸司

税務課長 松本 日出登

医療保険課長 鐘ヶ江 孝二

環境整備課長 尾形 彰貞

経済政策推進室企業誘致担当主幹 柴田 康弘

特産品振興・ふるさと応援課長 瓜生 敦之

健幸保健課長 林 寛侍

農業土木課長 田中 勝之

